

暮ら ガイド の



目 次

■住所表示

町名の変更	2
字名の変更	2
番地等の変更	2
郵便番号の変更	2
住所表示新旧対照表	2
行政区	3
町名変更に伴う手続き	4

■町政ガイド

庁舎案内	7
庁舎業務案内	8
業務別窓口案内	11
出納	13
広報・広聴	14
町議会	14

■手続きガイド

各種手数料	15
戸籍・住民票	16
保険・年金	19
介護保険	23
老人医療	24
健康・福祉	25
税金	28

■生活ガイド

ごみとリサイクル	31
上下水道	33
住宅用太陽光発電システム設置費補助	34
ケーブルテレビ	35
ペット	36

■学校教育・生涯学習・人権教育ガイド

学校教育	37
生涯教育	38
人権教育	38

■防災ガイド

避難所一覧	39
-------	----

■施設ガイド

文化施設	44
公民館	46
スポーツ施設	47
図書館	48
観光施設	49
その他の施設	50

■テレホンガイド

公共施設の名称・所在地一覧表	54
その他の公共施設等	57

■各種イベント

各種イベント	60
--------	----

住所表示

町名の変更

合併により、羽合町・泊村・東郷町の名称は、「湯梨浜町」に変更になります。

番地等の変更

現行のまま変更はありません。

字名の変更

現行のまま変更はありません。

郵便番号の変更

現行のまま変更はありません。

住所表示新旧対照表

旧住所表示	新住所表示	よみがな	郵便番号
羽合町大字長瀬	湯梨浜町大字長瀬	ながせ	682-0722
〃 久留	〃 久留	ひさどめ	〃 -0723
〃 水下	〃 水下	みずおち	〃 -0724
〃 田後	〃 田後	たじり	〃 -0721
〃 はわい温泉	〃 はわい温泉	はわいおんせん	〃 -0715
〃 上浅津	〃 上浅津	かみあそづ	〃 -0712
〃 下浅津	〃 下浅津	しもあそづ	〃 -0711
〃 南谷	〃 南谷	みなみだに	〃 -0704
〃 光吉	〃 光吉	みつよし	〃 -0713
〃 橋津	〃 橋津	はしづ	〃 -0702
〃 上橋津	〃 上橋津	かみはしづ	〃 -0703
〃 赤池	〃 赤池	あかいけ	〃 -0714
〃 宇野	〃 宇野	うの	〃 -0701
泊 村大字小浜	〃 小浜	こばま	689-0603
〃 筒地	〃 筒地	つつじ	〃 -0604
〃 石脇	〃 石脇	いしわき	〃 -0602
〃 泊	〃 泊	とまり	〃 -0601
〃 園	〃 園	その	〃 -0605
〃 原	〃 原	はら	〃 -0606
〃 宇谷	〃 宇谷	うたに	〃 -0607

旧住所表示	新住所表示	よみがな	郵便番号
東郷町大字宮内	湯梨浜町大字宮内	みやうち	689-0707
〃 藤津	〃 藤津	ふじつ	〃 -0706
〃 野方	〃 野方	のかた	〃 -0705
〃 白石	〃 白石	しらいし	〃 -0704
〃 方地	〃 方地	ほうじ	〃 -0703
〃 漆原	〃 漆原	うるしばら	〃 -0702
〃 北福	〃 北福	きたふく	〃 -0701
〃 引地	〃 引地	ひきじ	〃 -0715
〃 小鹿谷	〃 小鹿谷	おしかだに	〃 -0729
〃 田畑	〃 田畑	たばたけ	〃 -0727
〃 国信	〃 国信	くにのぶ	〃 -0726
〃 別所	〃 別所	べっしょ	〃 -0725
〃 方面	〃 方面	かたも	〃 -0724
〃 高辻	〃 高辻	たかつじ	〃 -0723
〃 川上	〃 川上	かわかみ	〃 -0722
(行政区：麻畑)	(行政区：麻畑)	(あさばたけ)	〃 -0721
〃 久見	〃 久見	ひさみ	〃 -0728
〃 中興寺	〃 中興寺	ちゅうこうじ	〃 -0712
〃 旭	〃 旭	あさひ	〃 -0713
〃 松崎	〃 松崎	まつざき	〃 -0711
〃 長和田	〃 長和田	なごうた	〃 -0732
〃 門田	〃 門田	かどた	〃 -0736
〃 長江	〃 長江	ながえ	〃 -0737
〃 佐美	〃 佐美	さび	〃 -0735
〃 埴見	〃 埴見	はなみ	〃 -0734
〃 羽衣石	〃 羽衣石	うえし	〃 -0733
〃 野花	〃 野花	のきょう	〃 -0731
〃 龍島	〃 龍島	りゅうとう	〃 -0714

住所表示

※この住所表示新旧対照表は、「大字」での掲載をしています。
ただし、大字以外で「郵便番号」のある行政区についても掲載しています。

行政区

長瀬西部	上浅津南部	泊2区	白石	川上	佐美
長瀬中部	上浅津北部	泊3区	方地	麻畑	埴見
長瀬中央	下浅津	泊4区	漆原	久見	羽衣石
長瀬東部	南谷	泊5区	北福	中興寺	野花
久留西	光吉	泊6区	福永	旭	尾長
久留東	橋津	港区	引地	松崎1区	白樺
新川	上橋津	園	小鹿谷	松崎2区	レークタウン
浜	赤池	浜山	田畑	松崎3区	三通田
水下	宇野	原	田畑二	松崎4区	
田後南部	小浜	宇谷	国信	松崎5区	
田後北部	筒地	宮内	別所	長和田	
田後東部	石脇	藤津	方面	門田	
はわい温泉	泊1区	野方	高辻	長江	

町名変更に伴う手続き

新町名は、国が公示して全国に知らせるため、国、県、市町村等の公共団体に関する住所の変更手続きは、原則として不要です。ただし、変更手続きをしないと混乱するおそれがあるものなどについては、住所の変更手続きが必要となる場合があります。

手続きの要否について、みなさんの生活に特に関わりの深いものを中心にお知らせします。

また、合併前に役場が発行した各種証明書の使用については、それぞれの提出先に確認してください。なお、民間の会社との契約については、みなさんで確認をしてください。

変更手続きが必要なもの

件 名	該当者	手 続 き	問合せ先
国民健康保険被保険者証 (国 民 健 康 保 険 証)	所持者	平成16年9月中に、役場職員が各集落に出向いて新しいものと交換します。	3 町村役場の住民担当課
老人保健医療受給者証			
特別医療費受給資格証			
国民健康保険高齢受給者証			
指定給水装置工事事業者証	所持者	現在の事業者証は無効となりますので、新たに事業者指定登録（登録料10,000円）の手続きが必要です。	3 町村役場の水道担当課
被 爆 者 健 康 手 帳 (被爆者健康診断受診者証を含む)	所持者	合併後、速やかに変更手続きが必要。所定の変更届出書に必要事項を記入のうえ、中部福祉保健局を経由し、県健康対策課に提出（変更手続きに伴う手数料は無料）。添付書類等、詳しくは問合せ先まで。	＊鳥取県健康対策課健康管理係（0857-26-7193） ＊中部総合事務所福祉保健局健康支援課予防係（23-3142）



原則、変更手続きがいらぬもの

件 名		該当者	手 続 き	問合せ先
住民記録		住民登録者	不要	平成16年9月まで 3町村の役場住民担当課 平成16年10月以降 町民課 (35-5316)
戸籍の登録		本籍のある人		
印鑑登録証		登録者	不要。旧町村発行分は、合併後も有効。申請があった方のみ有料で新町の登録証を交付する。	
不動産（土地、建物）の 所在の表記			不要	鳥取地方法務局倉吉支局 (22-4108)
不動産所有者、抵当権者、 仮登記権利者等の住所 (土地・建物等)		登記名義人 または権利者	不要。ただし、登記簿上の記載は、合併前のままとなりますので、登記名義人の住所を「湯梨浜町」へ変更したい方は、手続きをしてください（登録免許税は非課税）。	
健康保険、厚生年金の被 保険者の住所		被保険者	不要	鳥取社会保険事務局倉吉 事務所 (26-5311)
年金受給者の住所		受給者	不要	
自動車運転免許証		所持者	不要。更新申請時等にあわせて行う。書き換えを希望する場合は、各地区運転免許センター、警察署等で手続きを行う（手数料は無料）。	鳥取県警察本部運転免許 課免許係 (0857-28-5885)
自動車保管場所証明書		所持者	不要	倉吉警察署交通課 (26-7110)
自動車 検査証	軽自動車（三輪・四 輪）	使用者、 所有者	不要。継続検査等の機会に変更申請があれば行う（用紙代が必要）。	軽自動車検査協会鳥取事 務所 (0857-28-7001)
	普通自動車および小 型二輪車（排気量250 ccを超えるもの）		不要。希望者は申請により、検査証の変更を行う（用紙代が必要）。	中国運輸局鳥取運輸支局 登録部 (0857-22-4119)
	軽二輪車（125cc超 ～250cc）			
原動機付自転車（125cc 以下のバイク）および小 型特殊自動車の標識（ナ ンバープレート）		登録者	不要	平成16年9月まで 3町村の役場税務担当課 平成16年10月以降 税務課 (35-3116)
旅券（パスポート）		所持者	不要。最終ページの「所持人記入欄」の現住所は、各自が訂正していただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。	鳥取県国際課 (0857-26-7124) 中部総合事務所県民局 (23-3113)
恩給受給者の住所		受給者	不要	鳥取県福利厚生室 (0857-26-7042)
身体障害者手帳および療 育手帳		所持者	不要。次回申請で住所表示変更を行う。	鳥取県障害福祉課 (0857-26-7157)

※「変更手続きが不要なもの」についても、ご本人の希望により、住所表示の変更をすることができるものがあります。詳しくは、各問合せ先まで連絡してください。

その他、民間の会社

件 名	手続き	問合せ先
日本郵政公社（貯金通帳、キャッシュカード、各種保険等）	不要（読みかえで対応します）。	町内の各郵便局
各種生命保険証書等	一般的には不要 とのことですが、 詳しくは各問合せ先まで	鳥取県生命保険協会（0857-24-3523）
各金融機関（預金通帳、キャッシュカード等）		各金融機関（町内の各支店など）
電気使用者等の住所		中国電力倉吉営業所お客様センター（23-5225）

住所表示変更証明書

合併に伴う住所表示変更に関する証明書（無料）を10月1日（金）から交付することになっています。住所や所在地の変更の手続きにあたり、この証明書が必要な方は、湯梨浜町役場総務課、地域振興課（本庁舎内）、または泊庁舎および東郷庁舎の地域振興課に申請してください。

■住所表示変更証明書の書式例

住所表示変更証明書	
合併により平成16年10月1日から、下記のように変更したことを証明する。	
記	
新	鳥取県東伯郡湯梨浜町
旧	鳥取県東伯郡羽合町 鳥取県東伯郡泊村 鳥取県東伯郡東郷町
平成 年 月 日	
鳥取県東伯郡湯梨浜町長（職務執行者） ○○○○（公印）	



町政ガイド

庁舎案内

湯梨浜町役場 羽合庁舎 (本庁舎)

〒682-0723

湯梨浜町大字久留19番地1

TEL 0858-35-3111



湯梨浜町役場 東郷庁舎

〒689-0714

湯梨浜町大字龍島500番地

TEL 0858-32-1111



湯梨浜町役場 泊庁舎

〒689-0601

湯梨浜町大字泊534番地1

TEL 0858-34-3111



役場庁舎業務案内

庁舎のフロアごとに各課局等の業務をご案内します。

羽合庁舎（本庁舎）（久留19-1）

階	課局名等	係	業務内容
1階	総務課 TEL35 - 3111	人 事 給 与 係	職員の人事、給与その他の勤務条件などに関する事。
		総 務 係	秘書、庶務、選挙、条例などに関する事。
		防 災 対 策 係	消防、防災、海難、無線、交通安全などに関する事。
	選挙管理委員会事務局 TEL35 - 3115		選挙管理委員会、明るい選挙などに関する事。
	税務課 TEL35 - 3116	賦 課 徴 収 係	賦課徴収、税務統計などに関する事。
		評 価 係	固定資産評価、台帳縦閲覧などに関する事。
	地域振興課 TEL35 - 5310	地 域 振 興 班	福祉保険、上下水道受付、地域要望、集落振興、総合相談窓口、祭イベントなどに関する事。
		合 併 推 進 班	施策の調整、補助金整理などに関する事。
	町民課 TEL35 - 5316	住 民 戸 籍 係	戸籍、住民登録、印鑑証明、埋火葬などに関する事。
		住宅／環境廃棄物 対 策 係	公営住宅、環境、廃棄物、清掃などに関する事。
	子育て支援課 TEL35 - 5321	子 育 て 支 援 係	児童福祉、保育所、子育て支援センターなどに関する事。
	健康推進課 TEL35 - 5324	健 康 づ く り 係	健康づくり、老人保健、母子保健、歯科保健、公衆衛生などに関する事。
2階	出納室 TEL35 - 5326	出 納	出納、物品管理などに関する事。
	企画情報課 TEL35 - 5304	企 画 係	総合計画、統計、土地利用、エネルギー、路線バスなどに関する事。
		情 報 化 推 進 係	広報、地域情報化、情報発信、CATVなどに関する事。
		I S O 推 進 班	I S O 9001、情報公開、行政手続などに関する事。
	住民参画推進課 TEL35 - 5313	住民参画推進係	N P O／団体育成、地域活動支援、男女共同参画、国際交流などに関する事。
3階	財務課 TEL35 - 5301	財 務 管 財 係	予算、財政、入札、契約、庁舎普通財産管理などに関する事。
	議会事務局 TEL35 - 5341		議会全般に関する事。
	監査委員事務局 TEL35 - 5342		監査に関する事。

■中央公民館羽合分館（久留19-1）

課局名等	係	業務内容
中央公民館羽合分館 TEL35 - 5344		公民館活動の指導、助言に関すること。 図書の貸出、読書案内、図書室の維持管理などに関すること。

■ハワイアロハホール（長瀬584）

課局名等	係	業務内容
ハワイアロハホール TEL35 - 5678	企画情報課企画係	ハワイアロハホールの管理運営およびホールの企画に関すること。

■東郷庁舎（龍島500）

階	課局名等	係	業務内容
1階	東郷地域振興課 TEL32 - 1111	窓 口 業 務 班	出納（収納）、住民・戸籍・印鑑証明、福祉保険、税証明などに関すること。
		地 域 振 興 班	地域要望、集落振興、庁舎管理、祭イベントなどに関すること。
		地 籍 整 備 班	地籍調査などに関すること。
	商工観光課 TEL32 - 1967	商工観光振興係	商工、観光、温泉、祭イベントなどに関すること。
	農林水産課 TEL32 - 1964	農林水産振興係	農林水産土木、農林道、米政策、農林漁業振興などに関すること。
		果 物 王 国 / 梨 振 興 係	果樹振興、野菜果物振興、地産地消などに関すること。
	農業委員会事務局 TEL32 - 1992		農地等利用関係の調整、農家台帳、農地相談などに関すること。
	建設課 TEL32 - 1970	建 設 係	道路、河川、海岸、公園などに関すること。
		都 市 計 画 係	都市計画の調査、街路事業、公園緑地、屋外公告物などに関すること
	上下水道課 TEL32 - 1973	上 下 水 道 係	上下水道全般に関すること。
2階	教育総務課 TEL32 - 1982	管 理 係	教育委員会の会議、事務局・学校その他の教育機関の職員の人事、その他庶務などに関すること。
		学校教育(学事)係	教育内容およびその取扱、就学および補助金事務、学校保健、学校給食、幼稚園などに関すること。
		教 育 施 設 係	学校、体育館、運動公園、野球場などの設置・管理等に関すること。
		学 校 建 設 班	学校建設に関すること。
	生涯学習課 TEL32 - 1986	社 会 教 育 / 文 化 振 興 係	社会教育、生涯学習、文化、文化財、青少年育成などに関すること。
		スポーツ振興係	社会体育、スポーツ団体の育成などに関すること。
	人権・同和教育課 TEL32 - 1991	同 和 教 育 係	同和教育、関係団体の育成などに関すること。

※人権・同和教育課人権施策推進係は、文化会館に掲載しています。

■中央公民館 (龍島505)

課局名等	係	業務内容
中央公民館 TEL32 - 1116		公民館活動の指導、助言および公民館運営審議会などに関する こと。

■図書館 (龍島497)

課局名等	係	業務内容
湯梨浜町図書館 TEL48 - 6012		図書の貸出、読書案内、図書館の維持管理などに関する こと。

■文化会館 (人権センター) (久見412-1)

階	課局名等	係	業務内容
1 階	人権・同和教育課 TEL32 - 2922	人権施策推進係	人権・同和対策、人権相談などに関する こと。 隣保館・児童館に関する こと。

■泊庁舎 (泊534-1)

階	課局名等	係	業務内容
1 階	泊地域振興課 TEL34 - 3111	窓 口 業 務 班	出納（収納）、住民・戸籍・印鑑証明、税証明、上下水道受付 などに関する こと。
		地 域 振 興 班	地域要望、集落振興、庁舎管理、祭イベントなどに関する こと。
	福祉企画課 TEL34 - 3113	総 合 福 祉 係	福祉企画、障害者福祉、社会福祉、民生委員などに関する こと。
		年 金 保 険 係	国民健康保険、特別医療、老人医療、国民年金などに関する こと。
	高齢者福祉課 TEL34 - 3116	地 域 福 祉 係	長寿社会対策、高齢者の在宅福祉、シルバー人材センター、在 宅介護支援センターなどに関する こと。
		介 護 保 険 係	介護保険事業、要介護認定業務などに関する こと。

■中央公民館泊分館 (泊1204-1)

課局名等	係	業務内容
中央公民館泊分館 TEL34 - 3011		公民館活動の指導、助言に関する こと。

■しおさいプラザとまり (泊1204-1)

課局名等	係	業務内容
しおさいプラザとまり TEL34 - 3226		図書の貸出、読書案内、図書館の維持管理などに関する こと。

業務別窓口案内

業務内容		窓口・問合せ
住民登録、各種証明	住民票・戸籍・印鑑証明・外国人登録記載事項証明の発行 転入・転出・転居・戸籍の届出	本庁舎1階（町民課） 東郷庁舎1階（東郷地域振興課） 泊庁舎1階（泊地域振興課）
	外国人登録	本庁舎1階（町民課）
税 金	納税証明	本庁舎1階（税務課） 東郷庁舎1階（東郷地域振興課） 泊庁舎1階（泊地域振興課）
	所得・課税証明	
	固定資産評価証明	
	公課証明	
	固定資産課税台帳の閲覧	
	地籍調査図の閲覧	
	原動機付自転車の廃止	本庁舎1階（税務課）
	原動機付自転車の登録	
国 民 健 康 保 険	土地・家屋台帳および公図の閲覧	泊庁舎1階（福祉企画課） 本庁舎1階（地域振興課） 東郷庁舎1階（東郷地域振興課）
	国民健康保険の給付	
国 民 年 金	国民健康保険の加入・脱退	泊庁舎1階（福祉企画課） 本庁舎1階（地域振興課） 東郷庁舎1階（東郷地域振興課）
	国民年金	
健 康	予防接種	本庁舎1階（健康推進課）
	乳幼児健康診査	
	基本健康診査、各種がん検診、結核検診	
	健康相談	
	母子健康手帳交付	
保 育	保育所	本庁舎1階（子育て支援課） ※保育所の入所申し込みや児童手当の申請などは、東郷・泊地域振興課でも受け付けます（保育所入所申し込みは各保育所も対応します）。
	放課後児童クラブ	
	児童手当	
幼 稚 園	幼稚園	東郷庁舎2階（教育総務課）
学 校 教 育	小中学校の転入学、就学	東郷庁舎2階（教育総務課）
	教育相談	
	奨学資金	
文 化 ・ ス ポ ー ツ	生涯学習	東郷庁舎2階（生涯学習課）
	公民館	中央公民館、中央公民館羽合分館、中央公民館泊分館
	図書館	町図書館、中央公民館羽合分館図書室、しおさいプラザとまり
	ホール	ハワイアロハホール
	スポーツ施設	東郷庁舎2階（教育総務課）
福 祉	介護保険	泊庁舎1階（福祉企画課） 本庁舎1階（地域振興課） 東郷庁舎1階（東郷地域振興課）
	高齢者サービス	
	心身障害者サービス	
	生活保護	

業務内容			窓口・問合せ
防	災	防災、災害	本庁舎 1 階（総務課）
犬	の	登録	本庁舎 1 階（町民課） 東郷庁舎 1 階（東郷地域振興課） 泊庁舎 1 階（泊地域振興課）
交	通	交通安全	本庁舎 1 階（総務課）
		松崎駅前自転車駐車場	東郷庁舎 1 階（東郷地域振興課）
		松崎駅前自動車駐車場	
		泊駅前自転車駐車場	泊庁舎 1 階（泊地域振興課）
ご	み	ごみ、リサイクル	本庁舎 1 階（町民課） 東郷庁舎 1 階（東郷地域振興課） 泊庁舎 1 階（泊地域振興課）
国	際	交流	本庁舎 2 階（住民参画推進課）
C	A	T V	本庁舎 2 階（企画情報課）
農	林	水産業	東郷庁舎 1 階（農林水産課）
商	工	業	東郷庁舎 1 階（商工観光課）
上	水	道	東郷庁舎 1 階（上下水道課）
下	水	道	
都	市	都市計画	東郷庁舎 1 階（建設課）
		公園（東郷運動公園を除く）	
		道路の境界	
		道路の補修	
町	政	広報・ホームページ	本庁舎 2 階（企画情報課）
		統計	
		情報公開	
議	会	町議会に関すること	本庁舎 3 階（議会事務局）
選	挙	選挙に関すること	本庁舎 1 階（選挙管理委員会事務局 （総務課内））
監	査	監査等に関すること	本庁舎 3 階（監査委員事務局（議会事務局内））
出	納	出納に関すること	本庁舎 1 階（出納室） 東郷庁舎 1 階（東郷地域振興課） 泊庁舎 1 階（泊地域振興課）
人	権	人権相談に関すること	東郷庁舎 2 階（人権・同和教育課） 文化会館



出 納

【窓口】

- 本庁舎 1 階 出納室 (35-5326)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)
- 泊庁舎 1 階 泊地域振興課 (34-3111)

納付方法

現金納付（納付書により納付）される場合は、本庁舎、東郷庁舎、泊庁舎、または金融機関で納付してください。

◇納付できる場所

本庁舎・出納室 東郷庁舎・東郷地域振興課
 泊庁舎・泊地域振興課 山陰合同銀行
 鳥取銀行 倉吉信用金庫
 中国労働金庫 鳥取中央農業協同組合
 鳥取県信用漁業協同組合連合会

新たに口座振替をされる場合は、本庁舎、東郷庁舎、泊庁舎および町の指定する町内の各金融機関に準備してある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印の上、申し込んでください。

◇口座振替のできる金融機関

山陰合同銀行 鳥取銀行
 倉吉信用金庫 中国労働金庫
 鳥取中央農業協同組合 郵便局
 鳥取県信用漁業協同組合連合会

支払方法

町からの支払を現金で希望された方は、原則として本庁舎出納室での受け取りになります。その際は、印鑑または領収書をお持ちください。

町からの支払を口座振込で希望された方は、「債権者登録（変更）届書」に記入いただいた口座に振込みをさせていただきます。

債権者登録届出

町からみなさんへのお支払いについては、安全かつ正確という観点から、原則として「口座振込の方法」で支払うことにしています。

町からの支払いが発生した方、あるいは支払いが予想される方（業者・団体・個人等）は、本庁舎、東郷庁舎および泊庁舎に「債権者登録（変更）届書」を準備していますので、必要事項を記入し、押印の上、取引金融機関、本庁舎、東郷庁舎または泊庁舎へ提出してください。

また、すでに債権者登録をされた方も、代表者または口座番号、口座名義等を変更される場合は、「債権者登録（変更）届書」を提出してください。

支 払 日

支払日は、毎月 5 日・15 日・25 日です。

ただし、支払日が休日の場合は翌日、土曜日または日曜日になる場合は月曜日です。また、1 月 5 日は、役場が年末年始の休業のため、支払いはできません。

広報・広聴

広報・広聴

【窓口】

●本庁舎2階 企画情報課 (35-5305)

◇広報紙

広報紙は毎月発行します。

◇広聴

湯梨浜町広報広聴モニターを設置し、町民のみなさんからまちづくりについて広く意見をうかがいます。

◇ホームページ

10月1日から新しいホームページを立ち上げます。観光、防災、行政などの最新情報を掲載します。

町議会

町議会

【窓口】

●本庁舎3階 議会事務局 (35-5341)

町議会は、町として決定しなければならないさまざまな問題に対し、町民の代表として意思決定を行う議決機関です。

町長（執行機関）から提案された条例や予算などの議案を審議したり、議員自らの提案により、住民生活向上のために活動しています。

平成17年4月29日までは、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、旧町村の議員が引き続き湯梨浜町議員として在任しますが、その後の議員の定数は、22人以内で、湯梨浜町議会で決定します。

◇定例会と臨時会

町議会は年に4回開かれる「定例会」（3月、6月、9月、12月）と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

◇本会議

定例会および臨時会において議場で審議する会議をいいます。

本会議では、町の事務全般について執行者の考え方を聞く一般質問や議案の審議が行われます。

◇委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および必要に応じて設置される特別委員会があります。

【常任委員会】

湯梨浜町では、常任委員会を3委員会設置し、それぞれに町の所管事務の調査や議案などを専門的に審査します。

【議会運営委員会】

議会の運営に関する事項や議長の諮問に関する事項などの調査や審査をします。

【特別委員会】

特定の事項について調査や審査をするため、議会の議決によって設置されます。

◇町議会だより

町民のみなさんに議会の活動をより知っていただくために、年4回発行します。

◇本会議・委員会の傍聴

本会議は、どなたでも傍聴できます。議場入口で、氏名などを記入した上、傍聴してください。

委員会の傍聴は、委員長の許可が必要となりますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

◇請願と陳情

町政などについて直接議会に要望する制度として、請願・陳情があります。

請願は議員の紹介を必要としますが、陳情は議員の紹介を必要としません。

議会に提出された請願書・陳情書は、委員会などで審査し、本会議で採択したものは、町長や各執行機関に送り、その実現に努力するよう求めます。

手続きガイド

各種手数料

主な手数料は次のとおりです。

必要なもの	単位	手数料
住民票の写し（世帯全員・個人）	1 通	300円
住民基本台帳カードの交付	1 枚	500円
電子証明（公的個人認証）発行手数料	1 通	500円
外国人登録原票記載事項証明	1 通	300円
住民票記載事項証明	1 通	300円
戸籍（謄本・抄本）	1 通	450円
戸籍の附票の写し	1 通	300円
除籍謄本	1 通	750円
改製原戸籍謄本	1 通	750円
戸籍記載事項証明	1 通	350円
印鑑証明	1 通	300円
印鑑登録証の交付	1 通	300円
身分証明書	1 通	300円
その他証明書	1 通	300円～
住宅用家屋証明申請手数料	1 件	1,300円
租税公課に関する証明交付手数料	1 通	300円
土地・建物に関する証明手数料	1 通	300円
資産に関する証明手数料	1 通	300円
法人に関する証明手数料	1 通	300円
図面の閲覧または照合に関する手数料	1 件	300円
犬の登録手数料	1 頭	3,000円
犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1 件	550円
犬の鑑札再交付手数料	1 件	1,600円
犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1 件	340円

戸籍・住民票

戸 籍

戸籍は、各人の出生、婚姻、転籍、死亡などを記録し、夫婦、親子の関係を公証する大切なものです。この籍を置いてある場所を本籍地といます。

【窓口】

- 本庁舎 1 階 町民課 (35-5316)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)
- 泊庁舎 1 階 泊地域振興課 (34-3111)

戸籍の届け出一覧

届け出事項	届け出先	手続きに必要なもの	内容および注意事項
出生届	出生地、または本籍地、あるいは届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	●印鑑（スタンプ式は不可） ●母子手帳 ●保険証（国保加入世帯）	●生まれた日から14日以内に届け出てください。 ●命名は、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなに限ります。
婚姻届	夫か妻の本籍地、住所地または所在地の市区町村役場	●夫婦（一方は旧姓）の印鑑（スタンプ式印は不可） ●本籍地が他の市区町村の場合は戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	●婚姻により転入の方は、前住所地から転出証明書をお持ちください。
死亡届	死亡者の本籍地、住所地または届け出人の住所地、所在地あるいは死亡した場所の市区町村役場	●死亡診断書（死亡届についています。） ●印鑑（届け出人のもの、スタンプ式は不可） ●火葬場使用料（鳥取中部圏域内に住所のある方） 大人：8,000円 小人：5,000円	●死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。 ●届け出の前に火葬の予約を行ってください。
離婚届	夫婦の本籍地、住所地または所在地の市区町村役場	●印鑑（夫と妻は別のもの・スタンプ式は不可） ●本籍地が他の市区町村の場合は戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	●調停離婚の場合は調停成立（または審判等確定）の日から10日以内に届け出てください。協議離婚には届け出の期限はありません。 ●夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。
転籍届	本籍地、住所地、所在地、転籍地の市区町村役場	●印鑑（スタンプ式は不可） ●戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	●本籍地を変更する場合には届け出てください。 ●戸籍の筆頭者と配偶者がともに届け出人となりますので、各々の印鑑を持参してください。

※上記届け出事項の他に、認知届、養子縁組（離縁）届、入籍届、氏・名の変更届、帰化届などがあります。

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、転籍届をされる方は、届け出人の本人確認のため免許証等写真付きの身分証明書を持参してください。

戸籍関係証明書の請求

戸籍謄・抄本などの戸籍関係の証明は、本籍地の市区町村に請求してください。代理人が申請する場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。

湯梨浜町に本籍のある方の戸籍関係証明書発行は、次の最寄りの窓口で請求できます。

- 本庁舎 町民課
- 東郷庁舎 東郷地域振興課
- 泊庁舎 泊地域振興課

住民登録

住民票（住民基本台帳）は、みなさんの住所や転入・転出状況、家族構成などを記録・証明するもので、選挙人名簿、就学、国民健康保険、国民年金、介護保険などの行政サービスの基本となるものです。住所の異動があった場合には届け出が必要です。

届け出事項	内容	手続きに必要なもの	注意事項
転入届	他の市区町村から引っ越してきたとき	●印鑑 ●転出証明 ●国民年金手帳（加入者のみ）	●引っ越しした日から14日以内に届け出をして下さい。
	外国から引っ越してきたとき	●パスポート ●戸籍謄本および附票	
転居届	町内で引っ越したとき	●印鑑 ●保険証（国保加入世帯） ●老人医療受給者証（加入者のみ） ●介護保険証（加入者のみ） ●国民年金手帳（加入者のみ）	●町内で引っ越しした日から14日以内に届け出をして下さい。 ●届け出では、転居先の番地・アパート名まで書いてください。
転出届	他の市区町村に引っ越しする前	●印鑑 ●保険証（国保加入世帯） ●老人医療受給者証（加入者のみ） ●介護保険証（加入者のみ） ●印鑑登録証（登録者のみ）	●他市区町村へ引っ越しする前に届け出をして下さい。 ●届け出では、転出先の番地・アパート名まで書いてください。
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき	●印鑑 ●保険証（国保加入世帯） ●老人医療受給者証（加入者のみ） ●介護保険証（加入者のみ）	●世帯に変更があった日から14日以内に届け出をして下さい。

住基ネット・公的個人認証

■住民基本台帳ネットワークサービス

住民基本台帳ネットワークシステムは、全国の市区町村の住民基本台帳と都道府県・国（地方自治情報センター）をネットワークで結び、本人確認に必要な最小限の情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードおよびこれらの変更情報）を相互にやりとりすることにより、一部の行政事務で住民票の提出が省略されるなど、手続きを簡素化するシステムです。

なお、個人情報の保護については、制度面、技術面、運用面で万全の保護対策をとっています。

◇住民基本台帳カードの交付

希望者の申請により交付します。

○カードは写真付きと写真なしの2種類がありますので、どちらかを選んでください。なお、写真付きカードは、身分証明としてご利用できます。

○申請に必要なもの

印鑑、身分を証明できるもの（運転免許証、

パスポートなど官公署の発行した写真付きの許可証）、写真（4.5cm～6cm×3.5cm～5cm）1枚

○交付手数料

500円（初回および再発行時。旧町村のものから新町のものに交換する場合は有料）

○有効期限

10年（本人の死亡、町外に転出した場合は失効）

◇住民票の写しの広域交付

住民基本台帳カードまたは免許証など本人確認ができる書類を提示していただくと、全国どこの市区町村役場でも本人や世帯の住民票の写し（本籍表示を省略したもの）の交付が受けられます。

◇転入・転出手続きの特例

住民基本台帳カードをお持ちの方は、他市区町村へ転出される場合、一定の事項を記載した転出届を郵送で提出すると、移転の手続きで市区町村役場に行くのが1回ですみます。

ただし、国民健康保険、介護保険などの手続きがある場合は、転出時の手続きが必要になります。

◇国の行政機関などに対する本人確認情報の提供

パスポートの交付申請など住民基本台帳法に定められた事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認情報が提供されます。

これにより、たとえばパスポートの交付申請のときに、今まで提出してきた「住民票の写し」の提出が不要となります。

■公的個人認証サービス

(電子証明の発行)

今後、さまざまな行政手続きがインターネットを通じてできるようになります。公的個人認証サービスは、インターネットを通じた電子申請・届け出の際に、申請者の成りすましや通信途中での改ざんなどを防ぐためのセキュリティ確保手段として、電子証明書を各市区町村窓口で発行するものです(都道府県知事名での発行となります)。

電子証明書は、利用者本人のＩＣカード(住民基本台帳カード)に格納されます。利用者は、インターネットを利用した電子申請・届け出において、パソコンに接続したＩＣカードリーダライタを通して電子証明書を添付することで、電子行政手続きを有効とすることができます。

◇電子証明書の発行

電子証明書は、他人に不正使用されないよう市区町村窓口で利用者本人のＩＣカードに格納されます。ＩＣカードについては、当面は住民基本台帳カードのみが使用できます。

○申請に必要なもの

住民基本台帳カード、身分を証明できるもの(運転免許証、パスポートなど官公署の発行した写真付きの証明書)

○発行手数料

500円(初回および再発行時。旧町村のものから新町のものに交換する場合は有料)

○有効期限

3年

印鑑登録

お手持ちの印鑑をあなた個人のものとし、公に立証するために登録することをいいます。

この登録された印鑑を実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

旧町村で登録済みの印鑑は、改めて登録する必要はありません。ただし、新町のものに切替を希望する場合は、再登録で有料となります。(再登録する場合は登録印をご持参ください)

◇印鑑登録するには

届け出に必要なもの	届け出人
●登録印鑑1人1個 印面の大きさが25mmの正方形に収まるもので最も短い部分が7mmより大きいもの ●運転免許証、パスポートなど官公署の発行した写真付きの身分証明書	●本人で町内に住民登録又は外国人登録のある人 ●15歳未満と成年被後見人は登録できません。

◇印鑑登録証明書の発行

交付申請書に必要な事項を記入し、印鑑登録証を提示して本人または代理人が申請してください。代理人が申請する場合でも代理人選任届(委任状)は必要ありません。なお、印鑑登録証がないと、証明書は交付できません。

外国人登録

外国人登録は、日本国籍のない外国人の方について、居住関係や身分関係を明らかにするものです。日本に90日以上滞在する外国人の方は、下表のとおり登録が必要です。これらの手続きは、町民課で行います。

種 類	手続きに必要なもの	内容および注意事項
新規登録申請	●旅券(パスポート) ●写真2枚(16歳以下は不要) ●出生届受理証明書など	●登録の時期は、上陸の日から90日以内。また日本で出生などの事由で在留するときはその事由が生じた日から60日以内です。
変更申請	●旅券(パスポート) ●外国人登録証	●変更申請の時期は、国籍・職業・勤務先・在留の資格・在留期間・居住地などに変更が生じた日から14日以内です。

保険・年金

国民健康保険

【窓口】

- 泊庁舎 1 階 福祉企画課 (34-3114)
- 本庁舎 1 階 地域振興課 (35-5310)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)

届け出

国民健康保険は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、加入者自らが届け出をしなければなりません。次のような場合には、14日以内に届け出をして下さい。

	こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	印鑑、ほかの市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者でなくなったことが分かる証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証 (職場の健康保険証が未交付の場合は加入した証明)
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	保険証
その他	退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	印鑑、保険証
	施設入所・入院・出稼ぎや長期旅行に行くとき	印鑑、保険証、在所証明書 (施設入所のみ)
	就学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えないとき)	身分を証明するもの (使えなくなった保険証等)

国民健康保険税

他の市区町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から保険税を納付することになります。

また、40歳になった方は、40歳になった月 (40歳の誕生日の前日が属する月) から介護分を納付することになります。

保険税は、国民健康保険事業を支える大切な財源です。納期内納付にご協力をお願いします。

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に入らなければなりません。(国民皆保険制度)

国民健康保険 (国保) は、病気やけがに備えて加入者のみなさんが出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

国民健康保険に加入する方

職場の健康保険・各種共済組合に加入している方とその家族や、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険で受けられる給付

(療養の給付)

病院などの窓口で保険証などを提示すれば、医療費の一部を払うだけで、残りは保険者（町）が負担します。

(入院時食事療養費の支給)

入院時の食事代の一部を支払うだけで、残りは保険者（町）が負担します。

(高額療養費の支給)

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

(療養費の支給)

不慮の事故などやむをえない事情で保険証を持たず診療を受けるなどして、いったん全額自己負担したとき、申請すれば、審査で決定した額から自己負担分を除いた額があとから支給されます。

(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したときに支給されます。

(葬祭費の支給)

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

(移送費の支給)

医者 の指示により、やむを得ず重病人の入院や転送などの移送に費用がかかったとき、申請し保険者（町）が必要と認めた場合、支給されます。

医療費を大切に

国民健康保険税は、加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費にあてられます。

ですから、医療費が増えると必然的に、給付の費用を補うために国民健康保険税を値上げすることなどが考えられます。そうならないためにも、日ごろから健康づくりを心がけ、お医者さんのかかり方も見直して、医療費を節約しましょう。



国民年金

【窓口】

- 泊庁舎 1 階 福祉企画課 (34-3114)
- 本庁舎 1 階 地域振興課 (35-5310)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)

年金は、老後や万一のけがや病気で障害をもったとき、また一家の働き手を失ったときなどに、生活が維持できるように生活の保障をするものです。

年金には、「国民年金」、「厚生年金」、「共済組合」の3つの制度があり、日本国内に住む20歳から60歳のすべての人が加入しなければなりません。そのうち国民年金は、自営業、農業、漁業、学生、アルバイト、無職の人など厚生年金や共済組合に入っていない人の加入が義務付けられています。

■国民年金に加入しなければならない方 (強制加入)

国民年金被保険者は、次の3種類に分けられます。

◇第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業や自由業の方とその家族・学生など

○保険料

国(社会保険庁)が発行した納付書により納めてください。年度途中の資格取得者(加入者)には、随時発行されます。

◇第2号被保険者

職場の年金(厚生年金や共済組合など)に加入している方

○保険料

厚生年金、共済組合などに加入されている方は、毎月給料から差し引かれます。

◇第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

○保険料

第2号被保険者が加入している厚生年金や共済組合が負担するため、納付の必要はありません。

希望で加入できる方

◇任意加入

20歳以上65歳未満の日本人で外国に居住している方。

◇高齢任意加入

60歳以上65歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないか、満額の年金に満たない方

◇特例高齢任意加入

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方

■受けられる年金

◇老齢基礎年金

保険料を納めた期間と申請免除を併せて、25年以上納付期間がある方は、65歳から受給できます。

65歳前から年金を受けたい方は、繰り上げ請求の手続きをすると60歳から受け取ることができます(この場合年金額が減額されます)。

66歳以降に年金を受けたい方は、繰り下げ請求をすると年金額が増額されます。

◇障害基礎年金

被保険者期間中に病気やけがをして、日常生活に著しい支障があるような障害者となったとき支給されます。

20歳以降に障害者となったときは、一定の納付要件を満たせば認定月の翌月から支給されます(20歳になる前に障害者となったときは、一定の要件を満たせば20歳から支給されます)。

◇遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したとき、生計を維持されていた子のある妻や子に支給されます。

◇国民年金第1号被保険者独自の給付

寡婦年金・死亡一時金・付加年金

■納めた国民年金保険料は所得税控除の対象になります

国民年金に加入している方が納めた保険料は、家族の分も含めた金額が「社会保険料控除」として所得控除の対象となりますので所得税確定申告の際に忘れずに申告してください。

ただし、年末調整で申告済みの方は、確定申告する必要はありません。なお、第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)は、国民年金保険料を納めていませんので所得控除の対象にはなりません。

こんな時は届け出を

手続きには、年金手帳や必要な書類がありますので、事前に鳥取社会保険事務局倉吉事務所、または福祉企画課年金保険係におたずねください。

こんなとき	どうする	届け出先
国民年金に入る・やめる		
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする。	第1号被保険者⇒本庁・分庁窓口 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)。	本庁・分庁窓口
結婚や退職で 配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者へ 種別変更の手続きをする。	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする。	本庁・分庁窓口
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする。	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者⇒本庁・分庁窓口 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先
保険料を納める		
口座振替を開始・停止変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する。	銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・社会保険事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る。	社会保険事務所
保険料を納めすぎたとき	国民年金保険料還付請求書を提出する。	社会保険事務所
保険料を納めるのが困難なとき	全額または半額免除の申請をする。	本庁・分庁窓口
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする。	本庁・分庁窓口
年金をもらう		
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする。	第1号被保険者期間のみ⇒本庁・分庁窓口 第3号被保険者期間を含む⇒社会保険事務所
障害をもつ状態になったとき	障害基礎年金の受給手続きをする。	初診日に…第1号被保険者 ⇒本庁・分庁窓口 初診日に…第3号被保険者 ⇒社会保険事務所 20歳前に…障害になった場合⇒本庁・分庁窓口
死亡したとき	国民年金加入中⇒遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	本庁・分庁窓口

介護保険

【窓口】

- 泊庁舎 1 階 高齢者福祉課 (34-3117)
- 本庁舎 1 階 地域振興課 (35-5310)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)

介護保険には40歳以上の方に加入していただき、制度の運用にかかる費用の半分をその保険料で賄います。残る半分は、国が2分の1、都道府県・市町村がそれぞれ4分の1ずつを負担します。加入の手続きは、必要ありません。

介護保険制度では、介護保険事業計画を策定し、その計画のサービス量の見込に沿って保険料の基準額が算定されます。

介護サービスを利用するためには、要介護認定の申請を行い、介護あるいは支援が必要であるという認定を受ける必要があります。また、介護サービスを利用される場合は、利用料の1割を負担していただきます。

介護保険料

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

平成18年3月31日までは、旧町村の保険料が適用されます。

【羽合町・東郷町】

所得段階	対 象 者	保険料 (単位: 円)	
		羽合町	東郷町
第1	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者等	22,000	23,900
第2	住民税非課税 (世帯)	33,000	35,900
第3	住民税非課税 (本人)	44,000	47,800
第4	住民税課税で合計所得金額が200万円未満 (本人)	55,000	59,800
第5	住民税課税で合計所得金額が200万円以上 (本人)	66,000	71,700

【泊 村】

第1	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者等	8,100
第2	住民税非課税 (世帯)	21,100
第3	住民税非課税 (本人)	32,400
第4	住民税課税で合計所得金額が200万円未満 (本人)	40,500
第5	住民税課税で合計所得金額が200万円以上700万円未満 (本人)	48,600
第6	住民税課税で合計所得金額が700万円以上 (本人)	56,700

保険料の統一は平成18年度からとなります。

平成17年度中に湯梨浜町の介護保険事業計画を策定し、これに基づき新保険料を設定し、平成18年度から適用します。

◇納め方

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による普通徴収があります。

■特別徴収：老齢、退職年金が年額18万円以上の方は、2カ月ごとに支払われる年金から、支払いごとに、2カ月分の保険料が天引きされます。

■普通徴収：老齢、退職年金が年額18万円未満の方、障害年金、遺族年金の方など納期は8期（6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月）です。

(2) 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

現在ご加入の医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。保険料の半分は健康保険では事業主が、国民健康保険では国が負担します。

給付内容

居宅サービス、施設サービスに対する介護給付、予防給付および高額介護サービス費の給付は今までどおり行います。

窓口受付

要介護認定申請や住宅改修費支給、福祉用具購入費支給等の各種申請は、高齢者福祉課と、地域振興課、東郷地域振興課で行います。

老人医療

老人医療

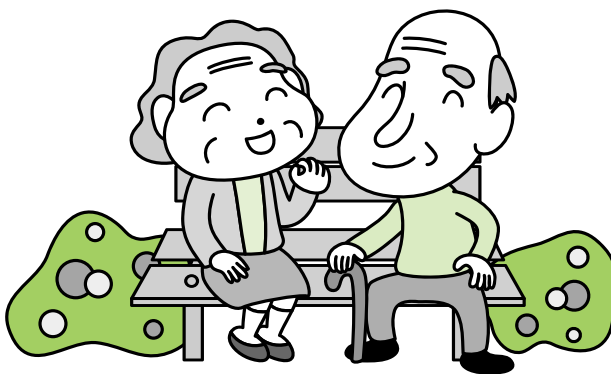
【窓口】

- 泊庁舎 1 階 福祉企画課 (34-3114)
- 本庁舎 1 階 地域振興課 (35-5310)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)

75歳（身体に一定の障害のある人は65歳）以上のお年寄りが診療を受ける際には老人医療が適用になります。該当する方にはお知らせをします（75歳に到達した日の属する月の翌月から適用）。

診療を受けるときは、医療受給者証及び被保険者証を提示し、負担金として医療費の一部を病院の窓口で支払います。入院したときの一部負担金は、住民税非課税世帯の人、老齢福祉年金受給者で一定の所得以下の人、および特定疾病などの人は減額されます（申請が必要です）。

※昭和7年9月30日以前に生まれた方は、75歳未満でも老人医療で診療を受けられます。



健康・福祉

健康

【窓口】

●本庁舎1階 健康推進課 (35-5324)

みなさんに自ら健康を守っていただくために、さまざまな健康診査を行います。年1回は受診し、早期発見、早期治療に心がけましょう。

また、健康診査のほかに、健康相談、健康教育、訪問指導なども行います。

◇乳幼児健康診査

平成16年度は、これまでどおり旧町村単位で行います。

平成17年度からの対象区分は、3カ月児、6カ月児、9カ月児、1歳児、1歳6カ月児、3歳児で、集団健診の会場は、ハワイアロハホール1カ所に統一して実施します。

5歳児健診については、4歳児クラスの幼児を対象に平成17年2～3月にかけて、ハワイアロハホールにて実施します。

平成17年度からの日程などの予定については、広報紙や年間計画表などでお知らせします。

◇予防接種（個別・集団）

平成16年度の乳幼児・児童・生徒の定期接種については、これまでどおり旧町村単位で実施します。高齢者のインフルエンザ予防接種については、健康推進課にて希望される人に、接種券を発行いたします。

平成17年度からの、乳幼児に対する集団予防接種会場は、ハワイアロハホールで実施します。

詳しい予定については個別通知もしくは広報紙でお知らせします。

◇母子健康手帳交付、妊産婦・乳幼児相談

健康推進課で随時受け付けます。相談についてはお気軽にご相談ください。

◇湯梨浜町子育て帳交付

健康推進課で母子健康手帳と共に交付します。

◇妊婦健康診査費助成事業

健康推進課で随時受け付けます。平成16年10月1日以降に妊娠届を提出された人が対象になります。ただし、旧東郷町、旧泊村の人で平成16年4月1日以降に妊娠届を提出された人は、引き続き対象になります。

◇各種学級の開催

母親（両親）学級、育児学級は、ハワイアロハホールで実施しています。

むし歯予防教室と離乳食講習会については、平成16年度は、旧町村単位で実施します。平成17年度からは、会場をハワイアロハホール1カ所に統一して実施します。

今後の日程については個別通知もしくは広報紙でお知らせします。

◇基本健康診査、各種がん検診、結核検診

平成16年度の基本健康診査、各種がん検診、結核検診については、これまでどおり旧町村単位で実施します。

平成17年度の予定は広報紙や年間計画表でお知らせします。

◇集団および個別健康教育

平成16年度は、集団健康教育は旧町村単位で実施します。集落単位でも依頼があれば実施します。希望があればお近くの保健推進委員までお申し出ください。個別健康教育は、喫煙および糖尿病の教室がありますが、糖尿病については旧泊村のみ実施し、喫煙については、随時受け付けます。

◇健康相談

平成16年度の健康相談と検診結果説明会は、旧町村単位で実施します。

平成17年度の予定は、広報紙や放送でお知らせするとともに、検診結果説明会については、検診時にお知らせします。

健康相談は、随時受け付けしていますので、お気軽にお電話ください。

児童福祉

【窓口】

- 本庁舎 1 階 子育て支援課 (35-5321)

◇保育所

保育所は、保護者が仕事や病気などで、家庭で保育することのできない児童を保護者に代わって保育を行うところです。

- ・申込先 本庁舎・子育て支援課
東郷庁舎・東郷地域振興課
泊庁舎・泊地域振興課
各保育所

・保育料

保育料は、平成16年10月から下表のとおり統一します。また、兄弟姉妹が一緒に入所する場合や、第3子以降の児童が入所する場合などには保育料の軽減があります。

徴収基準額 (月額)	3 歳未満児	3 歳以上児
第1階層	0円	0円
第2階層	5,500円	3,500円
第3階層	12,000円	9,000円
第4階層－1	19,000円	16,000円
第4階層－2	20,000円	
第5階層－1	27,000円	22,000円
第5階層－2	28,000円	
第6階層	30,000円	24,000円
第7階層	32,000円	26,500円

(その他の保育)

乳児保育・障害児保育・延長保育・病後児保育は、今までどおり実施します。

- ・延長保育 通常保育 (午前7時30分～午後6時30分) の保育時間を30分以上超えた場合には、延長保育料がかかります。延長保育料は、保育料の階層によって異なりますが、最高1カ月2,000円 (12日未満の利用は半額) です。

◇その他の子育て事業

(一時保育)

家庭保育をしているお子さんを、一時的に家庭での保育ができなくなったときに、お子さんをお預かりする制度です。

- ・利用保育所 現在実施している保育所

- ・利用料 3 歳以上児 1 日 1,000円
半日 500円
3 歳未満児 1 日 2,000円
半日 1,000円

※食事をする場合は、1日料金となります。

- ・申込先 本庁舎・子育て支援課
東郷庁舎・東郷地域振興課
泊庁舎・泊地域振興課
現在実施している保育所

(子育て支援センター)

子育てに関する相談や、子育てに関する情報の提供、子育て親子の交流などを実施します。

料金は無料です。

- ・場所 長瀬保育所
あさひ保育所
花見保育所

(ファミリーサポートセンター)

育児の援助を行いたい人と受けたい人を会員として登録し、会員相互に育児の援助活動を行っていきます。

- ・会員申込先 子育て支援課 (提供会員・依頼会員として登録します)
- ・利用 (依頼) 料は、1時間あたり500円。複数の子どもを預ける場合は、2人目からは半額となります。提供会員へ直接、お支払いください。
- ・問合せ先 本庁舎・子育て支援課

◇放課後児童クラブ (学童保育)

- ・対象 小学校1年生から3年生までの留守家庭などの児童を対象とします。
- ・実施施設、利用時間、利用期間、利用料などは、平成16年度は、現在のとおり行います。
- ・申込先 本庁舎・子育て支援課
東郷庁舎・東郷地域振興課
泊庁舎・泊地域振興課

◇児童手当

- ・対象 9歳になった最初の3月31日までの児童 (小学校第3学年修了前の児童) を養育している方
- ・手当の額 第1子 5,000円 (月額)
第2子 5,000円 (月額)
第3子以降 10,000円 (月額)
- ・申請先 本庁舎・子育て支援課
東郷庁舎・東郷地域振興課
泊庁舎・泊地域振興課

◇子育て支援手当

- ・対象 小学校入学前の第4子以降の児童を育てている保護者
- ・手当の額 第4子以降の児童一人につき、月額2,000円を支給
- ・申請先 本庁舎・子育て支援課
東郷庁舎・東郷地域振興課
泊庁舎・泊地域振興課

◇出産入学祝金

- ・対象 第3子以降の児童の保護者に出産祝金、入学祝金を支給します。
出産祝金は、平成16年10月1日以降に産まれた第3子以降の児童の保護者。
入学祝金は、平成17年4月以降に小学校に入学する第3子以降の児童の保護者。
- ・祝金の額 出産祝金 100,000円
入学祝金 100,000円
- ・申請先 本庁舎・子育て支援課
東郷庁舎・東郷地域振興課
泊庁舎・泊地域振興課

◇ひとり親家庭支援

- 次の各種制度については、引き続き行います。
- ・児童扶養手当
 - ・災害遺児手当
 - ・ひとり親家庭児童小中学校等入学支度金
 - ・ひとり親家庭小口資金貸付
 - ・特別医療費助成

※対象者の変更、所得制限などがありますので、詳しくは子育て支援課、または、福祉企画課までお問い合わせください。

障害者福祉

【窓口】

- 泊庁舎1階 福祉企画課 (34-3113)

次の各種助成制度についてはこれまでどおり行います。

- ・心身障害者医療費助成
- ・心身障害者交通費助成
- ・日常生活用具給付
- ・補装具給付
- ・更生医療給付
- ・障害者住宅改良助成
- ・ストマ用装具助成
- ・特別医療
- ・心身障害者扶養共済制度掛金助成

※対象者の範囲に変更がありますので、詳しくは福祉企画課へお問い合わせください。

高齢者福祉

【窓口】

- 泊庁舎1階 高齢者福祉課 (34-3116)

次の各種制度についてはこれまでどおり行います。

- ・長寿祝い品支給
- ・居住環境整備事業（住宅改良助成事業）
- ・はり、きゅう、マッサージ施術費助成
- ・緊急通報装置の貸与
- ・日常生活用具給付
- ・敬老福祉年金
- ・外国人等高齢者福祉給付金

※対象者の範囲に変更がありますので、詳しくは高齢者福祉課までお問い合わせください。

◇在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、在宅でおおむね65歳以上の方の介護に関する相談に応じたり、福祉サービスの利用申請手続きなどを本人に代わって行うところです。

- ・羽合在宅介護支援センター (35-5201)
(実施場所：ハワイ信生苑)
- ・泊在宅介護支援センター (34-2622)
(実施場所：湯梨浜町社会福祉協議会泊支部)
- ・東郷在宅介護支援センター (32-2530)
(実施場所：ル・サンテリオン東郷（東郷デイサービスセンター内）)

民生委員・児童委員

【窓口】

- 泊庁舎1階 福祉企画課 (34-3113)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱（任期は平成16年11月30日まで）を受けて、生活にお困りの方や心身に障害のある方、児童、お年寄りなどのことで問題を抱えている方々のよき相談相手として地域で活動しています。

税金

【窓口】

●本庁舎 1 階 税務課 (35-3116)

合併後の湯梨浜町町税の種類

町税の種類		納税義務者など
町民税	個人町民税	＊ 1 月 1 日現在、町内に住所を有し、前年に所得のあった方 ＊ 住所は有してないが、町内に家屋や店舗を有する方
	法人町民税	町内に事務所、事業所を有する法人など
固定資産税		1 月 1 日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有する方
軽自動車税		4 月 1 日現在、軽自動車、バイク、農耕車などを所有している方
たばこ税		町内に営業所を有する小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者
鉱産税		鉱物の掘採する鉱業者
特別土地保有税		一定規模以上の土地を所有または取得している方
入湯税		温泉等を利用する入湯者

個人町民税

- ◇税率 均等割税率・所得割税率とも旧町村のとおり変更はありません。個人町民税が課税される方は、県民税も合わせて課税されます。
- ◇届け出 合併によって特別な届け等は必要ありません。
- ◇納期 6 月から翌年 1 月までの 8 期。
納期限は各月の末日（12 月は 25 日、月末が休日の場合は翌月の初め）です。

法人町民税

- 町内に事務所、事業所を有する法人などに課税される税金で、法人税割と均等割があります。
- ◇税率 均等割税率は旧町村のとおり変更はありませんが、法人税割税率は、平成 16 年度においては合併前に事務所などが置かれていた町村の税率で課税し、平成 17 年度から同率課税となります。原則として、事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内に確定申告して納めます。

固定資産税

- 毎年 1 月 1 日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有する方に課税されます。
- ◇税率 税率は旧町村のとおり変更はありません。
- ◇課税について 平成 16 年度の課税は旧町村で行っていますが、平成 17 年度から統一して課税されます。このことによって旧羽合町、旧泊村、旧東郷町にそれぞれ所有していた土地・家屋が合算され課税されますので、課税標準額が免税点（土地は 30 万円、家屋は 20 万円、償却資産は 150 万円まで）以上となり新たに課税される場合があります。
- ◇届け出 合併によって特別な届け出などは必要ありませんが、土地の地目などの変換、家屋の滅失・損壊があった場合は届けてください。また、家屋の新築・増築についても必ず届けてください。
- ◇納期 6 月から翌年 1 月までの 8 期。
納期限は各月の末日（12 月は 25 日、月末が休日の場合は翌月の初め）です。

軽自動車税

毎年4月1日現在、軽自動車、バイク、農耕車などを所有している方に課税されます。

◇税率 税額については旧町村のとおり変更はありません。

◇納期 納期限は5月末日（休日の場合は翌月の初めとなります。）です。

◇ナンバープレート 旧町村で交付しているナンバーは旧町村名のまま使用できます。

10月1日以降の新規登録車輛から湯梨浜町のナンバーを交付します。

旧町村ナンバーを湯梨浜町ナンバーに交換される場合は、手数料として300円必要です。

◇届け出 車両の転売や廃車、所有者の住所変更などの異動があった場合は、税務課や関係機関へ必ず届けてください。

◇減免申請 身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請は、納期限7日前までに済ませてください。

納付方法・口座振替

◇納付書により現金納付される場合は、次のところで納付してください。

本庁舎・出納室

東郷庁舎・東郷地域振興課

泊庁舎・泊地域振興課

各金融機関（郵便局を除く）

◇口座振替は、合併前に手続きされた内容がそのまま引き継がれます。

新たに口座振替納税を希望される場合は、本庁舎、東郷庁舎、泊庁舎および町の指定する各金融機関に準備してある「口座振替依頼書」を提出してください。

・口座振替のできる金融機関

山陰合同銀行

鳥取銀行

倉吉信用金庫

中国労働金庫

鳥取中央農業協同組合 郵便局

鳥取県信用漁業協同組合連合会

入湯税

温泉など（鉱泉浴場）に入湯される方に課税されますが、納税は鉱泉浴場の経営者で、税額については旧町村のとおり変更はありません。

前納報奨金

個人町民税、固定資産税の納期前納付にかかる報償金は、平成16年度については旧町村の率により交付され、平成17年度より納期前に納付した税額の100分の0.3に、納期前に係る月数を乗じて得た額の報奨金が交付されます。

納付書は

平成16年度に発行した納付書は、旧町村長名のまま使用できます。

各種税証明書の交付

所得証明書・納税証明書・固定資産評価証明書などの各種税証明は、各庁舎の窓口で発行いたします。窓口には交付申請書がありますので、必要事項を記入の上申請してください。代理人申請の場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。

◇各種税証明書を交付するところ

本庁舎・税務課

東郷庁舎・東郷地域振興課

泊庁舎・泊地域振興課

土地台帳・家屋台帳および台帳図（公図）の閲覧

土地台帳・家屋台帳および台帳図（公図）の閲覧は、旧3町村の台帳全てを税務課で行い、東郷・泊庁舎では行いません。

土地台帳・家屋台帳および台帳図（公図）は、鳥取地方法務局倉吉支局の保管するものと同じですので、法務局での閲覧が最も効果的です。

◇閲覧できるところ

本庁舎・税務課

固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧

固定資産税の納税義務者などが行うことのできる課税台帳（名寄帳）の閲覧は、各庁舎の窓口でできます。なお、代理人申請の場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。

◇閲覧できるところ

本庁舎・税務課

東郷庁舎・東郷地域振興課

泊庁舎・泊地域振興課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

毎年4月1日から6月末日まで行う土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、各庁舎の窓口でできます。なお、代理人申請の場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。

◇閲覧できるところ

本庁舎・税務課

東郷庁舎・東郷地域振興課

泊庁舎・泊地域振興課

地籍調査図（地番現況図）の閲覧

旧羽合町・旧泊村の全域および旧東郷町の一部は、地籍調査が終了し地籍調査図の閲覧を行っていますが、3町村の地籍調査図を統合し、さらに旧東郷町の未調査地区の台帳図を数値化し統合した湯梨浜町の地番現況図の閲覧を、各庁舎の窓口でできます。ただし、閲覧はコンピューター画面による閲覧となり、必要に応じて印刷にも応じます。

◇閲覧できるところ

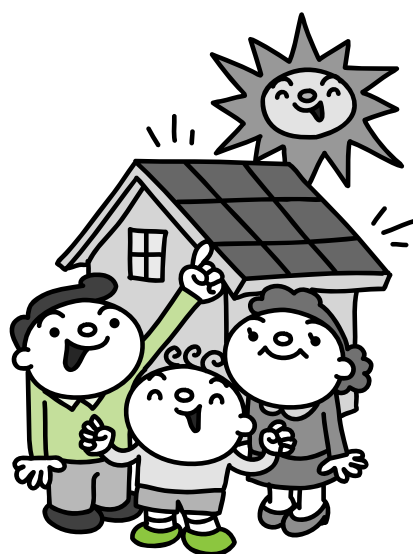
本庁舎・税務課

東郷庁舎・東郷地域振興課

泊庁舎・泊地域振興課

確定申告の申告会場

確定申告の会場は、当分の間各庁舎で行うこととなりますが、それぞれの会場での申告期間は短期間で申告していただくことになります。



生活ガイド

ごみとリサイクル

【窓口】

- 本庁舎 1 階 町民課 (35-5319)
- 東郷庁舎 1 階 東郷地域振興課 (32-1111)
- 泊庁舎 1 階 泊地域振興課 (34-3111)

ごみの区分と出し方については、平成17年3月末までは今までどおりです。

なお、分別方法の統一に向けて、新町において引き続き検討します。

ごみの出し方

平成16年度については、旧町村で配布した「ごみの収集予定表」などでお住まいの地区の収集日を確認してください。また、必ず各地区の定められた収集場所へ、定められた時間までに出してください。

変更する場合は、別途お知らせします。

指定ごみ袋

ごみ袋については、湯梨浜町の指定ごみ袋を使用してください。

- ◇ごみ袋料金
- | | | |
|---|-------|-----|
| 大 | 1枚あたり | 30円 |
| 小 | 1枚あたり | 25円 |

湯梨浜町の指定ごみ袋は、平成16年10月から販売します。

なお、お手持ちの旧町村指定ごみ袋については、平成17年3月末まで旧町村の地区内に限り使用できます。

- ◇無料配布 湯梨浜町の指定ごみ袋は毎年4月中を目途に無料配布（1世帯50枚）します。

家電リサイクル

洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫の家電リサイクル5品目については、不燃性粗大ごみでは出せません。これらの電気製品については、次のいずれかの方法で処理してください。

- ◎その製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。
- ◎買い換えをする小売店に引き取りを依頼する。
- ◎郵便局でリサイクル券を購入し、日本通運(株)（広栄町）の倉庫（鳥取中部ふるさと広域連合の指定保管場所）へ持ち込む。

※すべての場合に、リサイクル料金と収集運搬料金がかります。

家庭用パソコンリサイクル

家庭用パソコンは、不燃ごみ・不燃性粗大ごみでは出せません。

パソコンのメーカーにより、家庭用パソコンの処理の方法が異なりますので、メーカーに確認してください。

また、パソコンの処理にあたっては、郵便局がリサイクルの受付を行いますので、回収を依頼してください。

※ PCリサイクルマークが付いていないパソコンは、リサイクル料金が必要となります。

生ごみ処理機器購入費助成制度

制度については、新町においても継続します。補助の内容については、次のとおりです。

- 【家庭用】1世帯 1台に限る。
2分の1補助 限度額 20,000円

再生資源の回収について

再生資源の団体回収には、報奨金制度があります
(事前に回収団体の登録を行ってください)。

◇報奨金の額

- ◎紙 類 1kgあたり 6円
- ◎金属類 1kgあたり 6円
- ◎びん類 1本 あたり 6円

◇再生資源の種類は、次のとおりです。

(町の収集や、団体回収にご協力ください。)

- ◎紙類 新聞紙・折り込み広告、牛乳パック
雑誌、段ボール、その他紙類
- ◎布類
- ◎牛乳パック類 (1リットル、500ミリリットル)
- ◎ペットボトル
- ◎発泡スチロール・トレイ
- ◎びん類
- ◎スチール缶・スプレー缶
- ◎アルミ缶

※旧町村により、収集品目が異なりますので、分別
方法の統一までは、引き続き旧町村の出し方によっ
てください。



上下水道

【窓口】

●東郷庁舎 1 階 上下水道課 (32-1973)

水道

◇水道に関する届出

○次のときは、速やかに上下水道課または各庁舎地域振興課へ届け出てください。

- ・使用開始するとき（開栓手数料を納入してください）
- ・使用中止するとき（閉栓手数料を納入してください）
- ・所有者、使用者が変わるとき（名義変更）

◇使用水量の検針

使用水量の検針は、毎月行います。

なお、検針の妨げにならないように次のことにご注意ください。

- ・メーターボックスの上へ物を置かないでください。
- ・出入口や水道メーターの近くに犬をつながないでください。

◇水道料金などのお支払い

水道料金などは毎月末日にお支払いいただきます。

○料金などのお支払い方法

■口座振替制度

料金などのお支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。検針月の末日（休日の場合はその翌日）に指定の口座から引き落とさせていただきます。なお、振替済金額はメーター検針の際『お知らせ票』に添付いたしますのでご確認ください。

■直接納付

毎月15日ごろに納付書を発送いたします。納付書に記載してある金融機関が本庁舎出納室、東郷・泊庁舎地域振興課の窓口でお支払いいただきます。なお、納付書を紛失した場合には再発行しますので、上下水道課または本庁舎地域振興課、泊地域振興課へご連絡ください。

◇水道にトラブルが起きたときは

◎水漏れを発見したときは／水道管などから漏れた水は無駄になるだけでなく、水道料金として加算されます。また、長時間放置されると家屋に損傷を与える場合もあります。早急に修繕してください。

◎道路などで水漏れを発見したときは／道路上などで水道管からの水漏れを発見したときは、上下水道課までご連絡をお願いします。

◇水道の修繕工事

給水装置の新設・増設・修理などの工事、宅地内での蛇口・配管からの漏水の修繕は、湯梨浜町指定給水工事業者へお申し込みください。湯梨浜町指定給水工事業者については上下水道課にご確認ください。

◇水道料金

口径	基本水量	基本料金 1 カ月につき
13ミリメートル	8 立方メートルまで	809円
20ミリメートル	20立方メートルまで	2,205円
25ミリメートル	30立方メートルまで	3,308円
40ミリメートル	50立方メートルまで	5,513円
50ミリメートル	75立方メートルまで	8,269円
75ミリメートル	150立方メートルまで	16,538円
超過料金 (1 立方メートルにつき)		111円

◇水道メーター貸付料

口径	金額 1 カ月につき
13ミリメートル	84円
20ミリメートル（普通）	189円
20ミリメートル（発信機付）	284円
25ミリメートル	231円
40ミリメートル	399円
50ミリメートル	1,575円
75ミリメートル	2,100円

下水道

◇下水道に関する届出

次のときは、速やかに上下水道課または各庁舎地域振興課へ届け出てください。

- ・下水道の開始・休止をするとき
- ・所有者、使用者が変わるとき（名義変更）

◇漏水の減免制度について

いつもの月と比べて使用料が急激に増えたら漏水の可能性があるので、早急にご連絡ください。漏水と判断された場合は、使用料が減免される場合があります。詳しくは上下水道課へお問い合わせください。

◇下水道排水設備工事は、町の指定工事店で

下水道へ接続する排水設備工事は、工事を行うために必要な資格を持っている湯梨浜町排水設備指定工事店で行ってください。排水設備指定工事店については上下水道課にご確認ください。

住宅用太陽光発電システム設置費補助

【窓口】

- 本庁舎 2 階 企画情報課 (35-5304)

住宅の屋根などに太陽光発電設備を設置しようご計画のみなさんを、町がバックアップします。

財) 新エネルギー財団の補助を受けて住宅に太陽光発電システムを設置される場合、4 kwhを上限にして町も同率の補助をおこないます。

設置をご計画の方は、お気軽にご相談ください。



ケーブルテレビ

【窓口】

●本庁舎 2 階 企画情報課 (35-5305)

新規加入

企画情報課に加入申請書を提出してください。
その際に、加入金と引込工事負担金を納めていただくことになります。

加 入 金	25,000円	大字長瀬、久留、水下、田後、はわい温泉、上浅津、下浅津、南谷、光吉、橋津、上橋津、赤池、宇野、宮内、藤津、野方、白石、方地、漆原、北福、引地、小鹿谷、田畑、国信、別所、方面、高辻、川上、久見、中興寺、旭、松崎、長和田、門田、長江、佐美、埴見、羽衣石、野花、龍島
	30,000円	大字小浜、筒地、石脇、泊園、原、宇谷
引込工事負担金	31,500円	町内

※ 全て前払いとなります。

なお、大字小浜から宇谷までの7地区の加入金については、使用している機材が異なるため、加入金額が違います。

手続きの終了後に、工事業者から引き込み工事についての連絡が入りますので、工事を行う時間などの調整を行ってください。

なお、宅内の配線費用（宅内増幅器の設置なども含みます）については別途個人負担となります。

脱退

町外に転出するときや、家屋を取り壊してしまうときなどには、脱退手続きをしてください。

特に費用はかかりませんが、一戸建ての場合は音声告知機を役場に返還していただき、役場側でケーブルテレビの引込み線の撤去工事を行います。

なお、加入金および引込工事負担金はお返しいたしません。

アパートなどの集合住宅にお住まいの場合、音声告知機は部屋にそのまま置いていってください。

移設

町内において転居され、転居先でもケーブルテレビをご覧になる場合、移設手続きをしていただくことになります。

手続きの終了後に、工事業者から移設工事についての連絡が入りますので、工事を行う時間などの調整を行ってください。

なお、移設工事にかかる費用は、全額が個人負担となります。

名義変更

契約者の死亡などでケーブルテレビの契約をした方が変更になる場合、名義変更手続きをしてください。

各種減免手続き

加入を希望される方が生活保護法第6条第1項に該当される場合、またはそれに準ずる特別な事情がある場合は、加入金などの減額または免除となる場合があります。

詳しくは企画情報課にご相談ください。

視聴料

ケーブルテレビに加入された場合、視聴料をケーブルビジョン東ほうきにお支払いいただきます。

支払区分	視聴料	支払期日
毎月払い	1,260円	毎月10日 (休業日の場合は翌営業日)
6カ月一括払い	7,245円	毎年4月、10月
12カ月一括払い	14,385円	毎年4月

※音声告知機のための加入の方は、無料となります。

視聴料をお支払いいただけない場合、引込線を切断し、ケーブルテレビの受信を停止させていただく場合がありますので、ご注意ください。

有料放送

一般加入サービスとは別に、WOWOWなどの有料チャンネルのご利用もできます。

有料チャンネル受信用のホームターミナルが必要になりますので、ケーブルビジョン東ほうき（電話35-4988）まで直接お申込みください。

有料チャンネル名	利用料
WOWOW (ワウワウ)	2,100円
スターチャンネル (洋画専門放送)	2,520円
衛星劇場 (邦画専門放送)	1,785円
グリーンチャンネル (競馬専門放送)	1,260円

※WOWOW新規申込みの場合、契約料として3,000円（初回のみ）が必要です。

視聴料の免除

NHKの放送受信料が全額免除となっておられる方は、ケーブルテレビの視聴料を免除される場合があります。

詳しくは企画情報課までご相談ください。

ペット

犬を飼うときは

【窓口】

- 本庁舎 1階 町民課 (35-5319)
- 東郷庁舎 1階 東郷地域振興課 (32-1111)
- 泊庁舎 1階 泊地域振興課 (34-3111)

◇犬の登録と狂犬病予防注射

生後3カ月以上経過した犬には、生涯1回の飼い犬登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務づけられています。

飼い犬登録により、4月上旬ごろに町から「予防注射のお知らせ」の通知が届きます。

※集合注射以外に、個別に予防注射を受ける場合は、動物病院へお問い合わせください。

◇届け出について

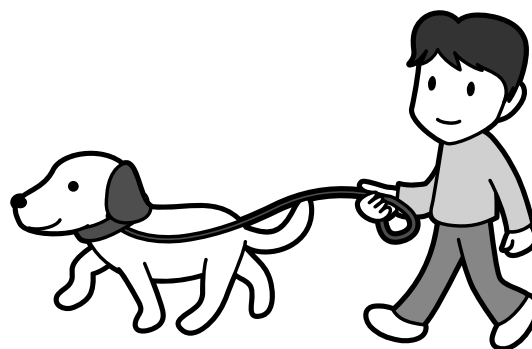
次の場合は、役場へ届け出をしてください。

- ◎ 飼い犬が死亡したとき
- ◎ 飼い犬の住所が変わったとき
- ◎ 飼い犬の飼い主が変わったとき

◇「犬のふんや放し飼いに気をつけてください」

犬を散歩させるときは、手綱を手放すことなくきちんと持ち、ふんはきちんと後始末をしましょう。

また、放し飼いは非常に危険ですので、いつもつないで飼ってください。



学校教育・生涯学習・人権教育ガイド

学校教育

【窓口】

- 東郷庁舎 2 階
教育委員会 教育総務課 (32-1983)

小・中学校

◇通学区域

小・中学校の通学区域は、それぞれ今までのとおりです。

学 校 名	所在地	通学区域
羽合西小学校	長瀬1350	それぞれ現行のとお
羽合東小学校	光吉107-1	
泊 小 学 校	泊280	
桜 小 学 校	松崎619	
東 郷 小 学 校	田畑32-1	
花 見 小 学 校	門田4	
北 溟 中 学 校	田後745	
東 郷 中 学 校	久見110	

なお、通学区域外の小・中学校へ就学を希望する場合や、引っ越しなどで通学区域が変わったが引き続き以前の学校へ就学を希望する場合などは、所定の手続きが必要です。

詳しくは、教育総務課までお問い合わせください。

◇学校給食

学校給食の調理は、泊小学校は自校方式（泊小学校内の施設で調理する方式）、その他の小・中学校はセンター方式（給食センターで調理し、各施設に配送する方式）で行なっており、湯梨浜町でも今までと同じです。

また、給食費は、当面は今までと同じです。

幼稚園

◇入園資格

入園対象は、町内に居住する3歳から就学前のお子さんです。

また、保育所入所との選択は可能です。

幼稚園名	所在地	学級数
羽 合 幼 稚 園	久留98-4	4
松 崎 幼 稚 園	中興寺192-1	3

◇保育料

幼稚園の保育料は、保育所の保育料を基本として、新料金を設定します。ただし、平成16年度中は、一部の方に特例が適用されます。減免についても同様です。

◇保育時間

それぞれ今までと同じです。また、必要に応じて検討します。

◇就学指導

幼児・児童・生徒の適正な就学の指導を行うため、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等に対応した相談指導を行います。

生涯学習

学び・文化

【窓口】

- 東郷庁舎 2 階
教育委員会 生涯学習課 (32-1986)
中央公民館 (32-1116)

◇公民館活動

生涯学習の場である公民館では、みなさんのいこいの場所、コミュニティづくりの場所として年間を通じて教養を高め健康で明るい生活に役立つような各種の学級、講座等を開設しています。

また、さまざまな文化団体や趣味サークル、グループが自主的に活動する拠点となっています。事業等の詳しい内容については、広報紙などでご案内いたします。

問い合わせは中央公民館へ

◇芸術文化・クラブ・サークル活動の支援

町内にある公民館や各文化施設は、さまざまな芸術文化団体や教養グループ、趣味サークルが自主的に活動する拠点となっています。また、中央公民館やその分館は、みなさんの希望に沿った各種団体を紹介する窓口ともなっています。

問い合わせは中央公民館へ

◇子ども週末活動推進会議

(中央公民館内に設置)

子ども週末活動推進会議では、地域での子どもたちの体験活動に関する情報の提供とコーディネートを行っています。各地域のコーディネーターが、「ボランティアをしてみたい方」「ボランティアをお願いしたい方」「体験活動に参加したい方」からの相談とメンバー登録を受け付けます。

問い合わせは中央公民館へ

スポーツ

【窓口】

- 東郷庁舎 2 階
教育委員会 生涯学習課 (32-1987)

町民誰もが生活の中で主体的に、かつ手軽にスポーツに親しみ参加できるよう、生涯スポーツの振興に向けて、各種スポーツ活動の支援、指導者の育成、スポーツ情報の提供、スポーツ環境の整備充実を図っていきます。

◇スポーツ教室

体育館をはじめ、各種体育施設を利用して、子どもから大人まで各種スポーツ教室を開催していきます。詳しい内容については広報紙などでご案内します。

◇体育指導委員

体育指導委員のみなさんが健康づくりのお手伝いをします。スポーツ振興のため、大会・教室を通してスポーツの普及、レクリエーション活動の普及を行います。

◇学校開放

町内の小中学校の体育館やグラウンドを、現行どおり一般に開放します。

人権教育

人権教育

【窓口】

- 東郷庁舎 2 階
教育委員会 人権・同和教育課 (32-1991)

人権教育推進員および同和教育推進協議会を中心として、地域の人権啓発に関する情報の提供を行います。

防災ガイド

避難所一覧

避難所

番号	避難所	所在地	対象地区	火災	水害	崖崩れ等	地震	津波
1	中央公民館羽合分館	久留	長瀬西部・中部	○	○		○	○
2	湯梨浜町役場	〃	長瀬中央、水下	○	○		○	○
3	ハワイアロハホール	長瀬	長瀬、久留、水下ほか	○	○	○	○	○
4	羽合西小学校	〃	長瀬東部、久留西・東、光吉、新川、浜	○	○		○	○
5	新川キャンプセンター	〃	新川	○	○			
6	浜地区会館	〃	浜	○	○			
7	北溟中学校	田後	田後南部・北部・東部	○	○	○	○	○
8	羽合体育館	長瀬	〃	○	○	○	○	○
9	温泉児童館	はわい温泉	温泉	○	○		○	○
10	上浅津農事集会所	上浅津	上浅津南部・北部	○	○		○	○
11	羽合東小学校	光吉	下浅津、赤池	○	○		○	○
12	はわいトレーニングセンター	南谷	南谷	○	○	○	○	○
13	橋津地区公民館	橋津	橋津、上橋津	○	○	○	○	○
14	宇野地区公民館	宇野	宇野	○	○	○	○	○
15	筒地集会所	筒地	筒地		○		○	○
16	小浜構造改善センター	小浜	小浜	○	○		○	
17	石脇海水浴場駐車場	石脇	石脇	○			○	
18	石脇公民館	〃	石脇		○		○	
19	泊小学校	泊	泊、石脇	○	○		○	○
20	泊小学校体育館	〃	〃	○	○		○	○
21	泊小学校グラウンド	〃	〃	○			○	○
22	泊野球場	〃	〃	○			○	○
23	中央公民館泊分館	〃	〃	○	○		○	○
24	泊体育館	〃	〃	○	○		○	○
25	青少年の家	〃	〃	○	○		○	○
26	泊第2体育館	〃	〃	○	○		○	○
27	あさひ保育所	〃	〃	○	○		○	○

番号	避難所	所在地	対象地区	火災	水害	崖崩れ等	地震	津波
28	とまりグラウンドゴルフのふる里公園クラブハウス	泊	泊、石脇	○			○	○
29	// 多目的広場	//	//	○			○	○
30	漁村センター	//	泊、園		○		○	
31	保健福祉センターつわぶき荘	//	筒地、小浜、石脇、泊	○	○		○	○
32	泊1区公民館	//	泊1区		○		○	
33	泊2区公民館	//	泊2区		○		○	
34	泊海の子広場	//	泊3区～6区	○			○	○
35	活性化センターはまなす	園	園、原、宇谷	○	○		○	○
36	園公民館	園	園		○		○	
37	園農村広場	//	//	○			○	○
38	原集会所	原	原	○	○		○	○
39	宇谷集会所	宇 谷	宇谷	○	○		○	
40	宇谷農村広場	//	//	○			○	
41	わかば保育所	//	//	○	○		○	○
42	舎人会館	方 地	野方、方地、漆原、北福、福永、白石	○	○	○	○	
43	桜小学校	松 崎	松崎、宮内、藤津	○	○	○	○	
44	中央公民館	龍 島	旭、松崎、引地	○	○	○	○	
45	東郷中学校	久 見	久見、田畑二、中興寺	○	○	○	○	
46	文化会館	久 見	田畑二、中興寺	○	○	○	○	
47	東郷小学校	田 畑	田畑、小鹿谷、国信、別所、方面、川上、麻畑、高辻	○	○	○	○	
48	花見小学校	門 田	長和田、長江、レークタウン、門田、尾長、白樫、三通田	○	○	○	○	
49	羽衣会館	長 和 田	佐美、埴見、羽衣石、野花	○	○	○	○	
50	松崎幼稚園	中 興 寺	松崎、中興寺	○	○	○	○	

■一時避難所

番号	避難所	所在地	対象地区	火災	水害	崖崩れ等
1	長瀬西部公民館	長 瀬	長瀬西部	○	○	
2	長瀬中部公民館	//	長瀬中部	○	○	
3	長瀬地区公民館	//	//	○	○	
4	長瀬中央公民館	//	長瀬中央	○	○	
5	長瀬東部公民館	//	長瀬東部	○	○	
6	久留西公民館	久 留	久留西	○	○	
7	久留東公民館	長 瀬	久留東	○	○	
8	水下地区多目的集会所	水 下	水下	○	○	
9	田後地区公民館	田 後	田後南部・北部	○	○	○
10	田後集会所	//	//	○	○	
11	田後第二集会所	//	田後東部	○	○	○

番号	避難所	所在地	対象地区	火災	水害	崖崩れ等
12	はわい温泉観光案内所	はわい温泉	温泉、宿泊客	○	○	
13	温泉中央広場	はわい温泉	温泉、宿泊客	○	○	
14	老人福祉センター	上 浅 津	上浅津南部・北部	○	○	
15	下浅津研修センター	下 浅 津	下浅津	○	○	
16	浅津保育所	〃	〃	○	○	
17	南谷公民館	南 谷	南谷	○	○	○
18	光吉集会所	光 吉	光吉	○	○	
19	橋津保育所	橋 津	橋津、上橋津	○	○	○
20	赤池研修センター	赤 池	赤池	○	○	
21	宇野保育所	宇 野	宇野	○	○	○
22	宮内研修センター	宮 内	宮内	○	○	
23	藤津公民館	藤 津	藤津	○	○	
24	野方公民館	野 方	野方	○	○	○
25	白石公民館	白 石	白石	○	○	
26	方地公民館	方 地	方地	○	○	○
27	漆原公民館	漆 原	漆原	○	○	○
28	北福公民館	北 福	北福	○	○	
29	福永公民館	北 福	福永	○	○	
30	引地公民館	引 地	引地	○	○	
31	小鹿谷公民館	小 鹿 谷	小鹿谷	○	○	○
32	田畑公民館	田 畑	田畑	○	○	○
33	国信公民館	国 信	国信	○	○	○
34	別所公民館	別 所	別所	○	○	
35	方面公民館	方 面	方面	○	○	
36	高辻公民館	高 辻	高辻	○	○	○
37	川上公民館	川 上	川上	○	○	
38	麻畑公民館	川 上	麻畑	○	○	
39	久見公民館	久 見	久見	○	○	
40	中興寺公民館	中 興 寺	中興寺	○		○
41	松崎1公民館	松 崎	松崎	○		○
42	松崎2公民館	松 崎	松崎	○		○
43	松崎3公民館	松 崎	松崎	○		○
44	松崎5公民館	松 崎	松崎	○		○
45	旭公民館	旭	旭	○		○
46	長和田公民館	長 和 田	長和田	○	○	○
47	長江公民館	長 江	長江	○	○	
48	門田公民館	門 田	門田	○	○	
49	佐美公民館	佐 美	佐美	○	○	
50	埴見公民館	埴 見	埴見	○	○	
51	羽衣石交流センター	羽 衣 石	羽衣石	○	○	
52	野花公民館	野 花	野花	○	○	

- 注意 1. 地震による避難所は、地震の最中に避難する場所ではなく、地震直後家屋等が倒壊した場合に避難する場所をいう。
2. 水害とは、東郷湖の浸水及び河川の氾濫により、水害を受けることをいう。
3. 災害の状況によっては避難所として機能しなくなる施設もあります。
その際は、他の安全な避難所へ移動してください。

防災ガイド





1	中央公民館羽合分館	26	泊 第 2 体 育 館
2	湯 梨 浜 町 役 場	27	あ さ ひ 保 育 所
3	ハワイアロハホール	28	とまりグラウンドゴルフの ふる里公園クラブハウス
4	羽 合 西 小 学 校	29	// 多 目 的 広 場
5	新川キャンプセンター	30	漁 村 セ ン タ ー
6	浜 地 区 会 館	31	保健福祉センターつわぶき荘
7	北 溟 中 学 校	32	泊 1 区 公 民 館
8	羽 合 体 育 館	33	泊 2 区 公 民 館
9	温 泉 児 童 館	34	泊 海 の 子 広 場
10	上 浅 津 農 事 集 会 所	35	活性化センターはまなす
11	羽 合 東 小 学 校	36	園 公 民 館
12	はわいトレーニングセンター	37	園 農 村 広 場
13	橋 津 地 区 公 民 館	38	原 集 会 所
14	宇 野 地 区 公 民 館	39	宇 谷 集 会 所
15	筒 地 集 会 所	40	宇 谷 農 村 広 場
16	小浜構造改善センター	41	わ か ば 保 育 所
17	石脇海水浴場駐車場	42	舎 人 会 館
18	石 脇 公 民 館	43	桜 小 学 校
19	泊 小 学 校	44	中 央 公 民 館
20	泊 小 学 校 体 育 館	45	東 郷 中 学 校
21	泊小学校グラウンド	46	文 化 会 館
22	泊 野 球 場	47	東 郷 小 学 校
23	中央公民館泊分館	48	花 見 小 学 校
24	泊 体 育 館	49	羽 衣 会 館
25	青 少 年 の 家	50	松 崎 幼 稚 園

施設ガイド

文化施設

ハワイアロハホール 【窓口】 申込みの手続きはハワイアロハホール（電話 3 5 - 5 6 7 8）まで。

名称	主な施設	開館時間・休館日	備考
ホール	○大ホール 主な用途 演劇・音楽演奏会・講演会・映画上映会・式典等 客席数 494席（うち車椅子用8席） 設備 スタインウェイD-274・16mm映写機・スライド映写機 楽屋2室・母子室・シャワー設備 ○集会室 主な用途 各種集会・会議・発表会・お茶会 広さ 144畳（48畳×3分割使用可能） 設備 ステージ・通信カラオケ ○研修室 主な用途 各種会議・リハーサル等 広さ 74.5㎡（2分割使用可能） 設備 ピアノ・レッスンバー・展示パネル ○屋外施設 多目的広場（ナイター設備付）・野外ステージ・ちびっこ広場・ゲートボール場（ナイター設備付）・屋外音響設備・身障者WC	◆開館時間： 午前9時～午後10時 ◆休館日： 月曜日、12月31日～1月5日	※利用にあたっては施設使用料および設備使用料をいただきますのでハワイアロハホールにお問合せください。
プラザ	○栄養指導室 主な用途 健康づくりのため栄養指導や実習、配食サービスに使用 設備 調理台7台 ○健康保健室 主な用途 成人（婦人）・老人保健のための健康診断やリハビリに使用 ○診察室 主な用途 予防接種や健診、検診に使用 ○身体障害者デイサービスセンター 主な用途 機能訓練、創作的活動等、身体障害者デイサービスに使用 ○ボランティア室 主な用途 ボランティアの研修、集会、作業に使用	◆開館時間： 午前9時～午後5時 ◆休館日： 日曜日、土曜日、国民の祝日、12月31日、1月2日～1月5日	※栄養指導室の利用にあたっては施設使用料および設備使用料をいただきますのでハワイアロハホールにお問合せください。

名称・位置	主な設備	開館時間・休館日	T E L
ふるさと陶芸館 長瀬1950-48	陶芸室、休憩室、陶芸窯	午前9時～午後10時 ◆休館日：火曜日	お問い合わせは、 教育委員会生涯学習課 (32-1986) まで ◇施設直通：35-5005
青少年の家 泊1085-1	宿泊室1.2.3.4 学習室、食堂、調理室	午前9時～午後4時 (宿泊する場合には、使用終了日の午後4時) ◆休館日： 12月30日～1月6日	お問い合わせは、 教育委員会生涯学習課 (32-1986) まで ◇施設直通：34-2983
舎人地区多目的集会 施設（舎人会館） 方地1208	多目的ホール、和室 調理実習室	午前8時30分～午後5時 時間外利用午後10時まで	教育委員会教育総務課 (32-1984) ◇施設直通 羽衣会館：32-0224
花見地区多目的活動 施設（羽衣会館） 長和田506	研修室、会議室、調理実習室	午前8時30分～午後10時 時間外利用午後10時まで	
ハワイ風土記館 上橋津710-2	展示室、会議室、ラウンジ、 360°パノラマ展望室	午前9時～午後4時30分 ◆休館日： 12月31日～1月5日	35-2242
羽衣石城 羽衣石958-2	模擬天守、展望台、あずま や、駐車場	模擬天守を除き、常時見学 自由（模擬天守の見学を希望される方は、教育総務課 までお申し込みください）	教育委員会教育総務課 (32-1984)
羽合歴史民俗資料館 久留19-1	国重要文化財・長瀬高浜遺 跡出土埴輪（土器・玉・青 銅器・鉄器・石製品など）	午前9時～午後4時30分 ◆休館日： 12月31日～1月5日	中央公民館羽合分館 35-5344
泊歴史民俗資料館 泊1204-1	農具・漁具・民具・生活用 具等3,000点	午前9時～午後4時30分 ◆休館日： 12月31日～1月5日	中央公民館泊分館 34-3011

公民館

中央公民館（分館を含む）

名 称	主な設備	住 所	T E L	備 考
湯梨浜町中央公民館	大講堂・会議室（和室含む）・ 研修室・視聴覚室・談話室・ 調理実習室・ホールその他 （陶芸用電気炉あり）	龍島505	32-1116	★利用時間 午前 8 時30分 ～午後 5 時 （※時間外利用は、開 館日の午後 5 時～午 後10時） ★休館日 12月31日～翌年 1 月 5 日 ※但し、利用時間、休 館日を変更する場合 あり
湯梨浜町中央公民館 羽合分館	講堂・大会議室・大和室・調 理実習室・小会議室・小和室・ 工作室・ロビーその他 （公民館図書室あり）	久留19-1	35-5344	
湯梨浜町中央公民館 泊分館	大会議室・研修室・調理実習 室・和室・ロビーその他 （陶芸用電気炉あり）	泊1204-1	34-3011	

[注] 利用にあたっては使用料をいただく場合がありますので、各施設にお問合せください。

地区公民館

名 称	建 物	住 所	T E L	備 考
長瀬地区公民館	鉄筋コンクリート 3 階建 1 階部分	長瀬1135	35-2910	★各地区公民館の利用 にあたっては、利用 時間、休館日等各施 設にお問い合わせく ださい
田後地区公民館	木造 2 階建	田後576	35-3949	
上浅津地区公民館 （上浅津農事集会所）	木造 2 階建	上浅津154	—	
浅津地区公民館 （下浅津研修センター）	鉄骨 2 階建	下浅津235	35-2143	
橋津地区公民館	木造一部鉄骨 2 階建	橋津177	35-4633	
宇野地区公民館	鉄筋コンクリート 2 階建	宇野1752	35-3922	
舎人地区公民館 （舎人会館）	鉄骨平屋	方地1208	—	★各地区公民館につい ては、中央公民館 （32-1116）までお問 い合わせください
松崎地区公民館	—	—	—	
東郷地区公民館	—	—	—	
花見地区公民館 （羽衣会館）	木造平屋	長和田506	32-0224	

スポーツ施設

種別	施設名	規模・用途	使用料	住所	使用時間・休館日
体育館	羽合体育館	柔道、剣道、卓球、バスケットボール1面、バドミントン2面	町民の方は無料	長瀬836	午前8時30分～午後10時
	泊体育館	バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面、卓球		泊1258-1	午前8時30分～午後10時
	泊第2体育館	柔道、剣道		泊1116	午前8時30分～午後10時
	はわいトレーニングセンター	バレーボール2面、テニスコート1面、バスケットボール1面、バドミントン4面、卓球		南谷536-1	午前8時30分～午後10時 ※休館日： 12月31日～1月5日
テニスコート	泊テニス場	コート3面		泊77	午前5時～午後7時
野球場	羽合野球場	照明なし		南谷537-6	午前5時～午後7時
	泊野球場	照明なし		泊77	午前5時～午後7時
ゲートボール場	泊ゲートボール場	コート1面 照明付き		泊1116	午前5時～午後10時
相撲場	泊相撲場	土俵1面 更衣室あり		泊27-1	午前5時～午後7時
運動場	東郷運動場	野球（レフト側狭い）、ソフトボール1面、グラウンドゴルフ		久見136-1	午前5時～午後7時

種別	施設名	使用区分	単位	使用料	住所	使用時間
運動公園	東郷運動公園	東郷野球場（照明付）	一般・高校	1時間	1,000円	川上 午前5時～午後9時30分 ※休園日 12月30日～翌年1月5日 ただし、スポーツ施設は12月1日～2月末日休園。 ※ここでは町内者の場合のみの使用料を掲載しています。また、照明料および設備使用料は別途必要です。
			中学生以下	1時間	無料	
		東郷テニス場（照明付）	一般・高校	1コート1時間	300円	
			中学生以下	1コート1時間	無料	
		東郷多目的広場	一般・高校	全面 1時間	600円	
			中学生以下	全面 1時間	無料	
		東郷フットサルコート	一般・高校	1時間	300円	
			中学生以下	1時間	無料	

- ◆利用申し込み 教育総務課教育施設係 (32-1984)
地域振興課 (35-5310)、泊地域振興課 (34-3111)
利用問合せ 教育総務課教育施設係 (32-1984)

名称	休館日および使用料等	利用時間	電話
とまりグラウンドゴルフのふる里公園 「潮風の丘とまり」	(概要) グラウンドゴルフ 3コース、スーパースライダー、多目的広場、探検の森 ◆休園日：12月31日、1月1日 ◆グラウンドゴルフ場使用料 町民 250円 町外 500円 ※中学生以下の場合、町民150円、町外300円 ※町民70歳以上の方は、無料 ※20名以上の団体利用の場合、1人あたり50円引き ◆グラウンドゴルフ用具貸出し 100円 ◆スーパースライダー 200円(小中学生)、300円(高校生以上) ◆駐車場 無料	午前8時30分～ 午後5時	34-3217
東郷湖ドラゴン カヌー艇庫会議室	◆会議室の広さ：約30㎡ ◆休館日 12月31日～1月5日 ◆使用料 町内 250円/時間 町外 500円/時間 利用時間が1時間未満又は1時間未満の端数のある時には、1時間として計算します。	午前8時30分～ 午後5時	申込み手続きは企画情報課で行っています。 電話 35-3111 (代表)

図書館

名称	開館時間・休館日	住所	電話	借りられる冊(点)数・期間
湯梨浜町立図書館	◆開館時間：午前10時～午後6時 ◆休館日：月曜日、国民の祝日、毎月最終金曜日、12月31日～1月5日	龍島497	48-6012	図書：7冊、2週間 雑誌：3冊、2週間 CD：3点、2週間 カセットテープ：3点、2週間 ビデオ：1点、2週間 DVD：1点、2週間 それぞれの施設ごとに、上記の冊数が借りられます。
しおさいプラザとまり	◆開館時間：午前9時30分～午後6時 ◆休館日：月曜日、毎月最終金曜日、12月31日～1月5日	泊1204-1	34-3226	
湯梨浜町中央公民館 羽合分館図書室	◆開館時間：午前8時30分～午後5時 ◆休館日：月曜日、12月31日～1月5日	久留19-1	35-5344	

観光施設

名称	休館日および使用料等	利用時間	電話
ハワイゆ〜たうん	(施設概要) 浴槽 大、中、小 娯楽室 (カラオケ完備) ロビー 休館日：毎週火曜日 利用料金 大人 (高校生以上) 350円 小人 (小・中学生) 200円 幼児は無料。ただし、保護者同伴のこと 回数券 (10回) 大人 (高校生以上) 3,000円 小人 (小・中学生) 1,500円	営業時間 午前 9 時～午後 9 時 (ただし、入館受付は、午後 8 時30分まで)	35-4919
ゆアシス東郷 龍鳳閣	(施設概要) バーデゾーン：全身浴、寝湯、打たせ湯、サウナ等 プールゾーン：プール、ドラゴンスライダー 露天風呂 健康遊歩道 リラックスルーム トレーニングルーム 休館日：毎月第 4 火曜日 (国民の祝日の場合は翌平日) および12月31日 利用料金 (町民のみなさんの料金) 大人 (高校生以上) 800円 中人 (中学生) 500円 小人 (3 歳以上) 300円 貸出水着 200円	営業時間 午前10時～午後 9 時 (1 月 1 日～3 日は午後 5 時閉館)	32-2622
道の駅はわい	(施設概要) 情報コーナーには、町内の観光情報やイベント情報、ライブカメラで県内の国道の状況が分かるモニターが設置されています。 また、地元でとれた魚介類・農産物をはじめ、地元の特産物、民芸雑貨、お食事、コンビニまで 9 つの店舗があります。 休館日：年中無休	利用時間 トイレ、身障者トイレ、情報コーナー年中無休 店舗営業時間 レストラン：午前 7 時30分～午後 9 時 コンビニ：24 時間営業 その他の店舗：午前 9 時～午後 6 時	35-3933

その他の施設

会議利用施設

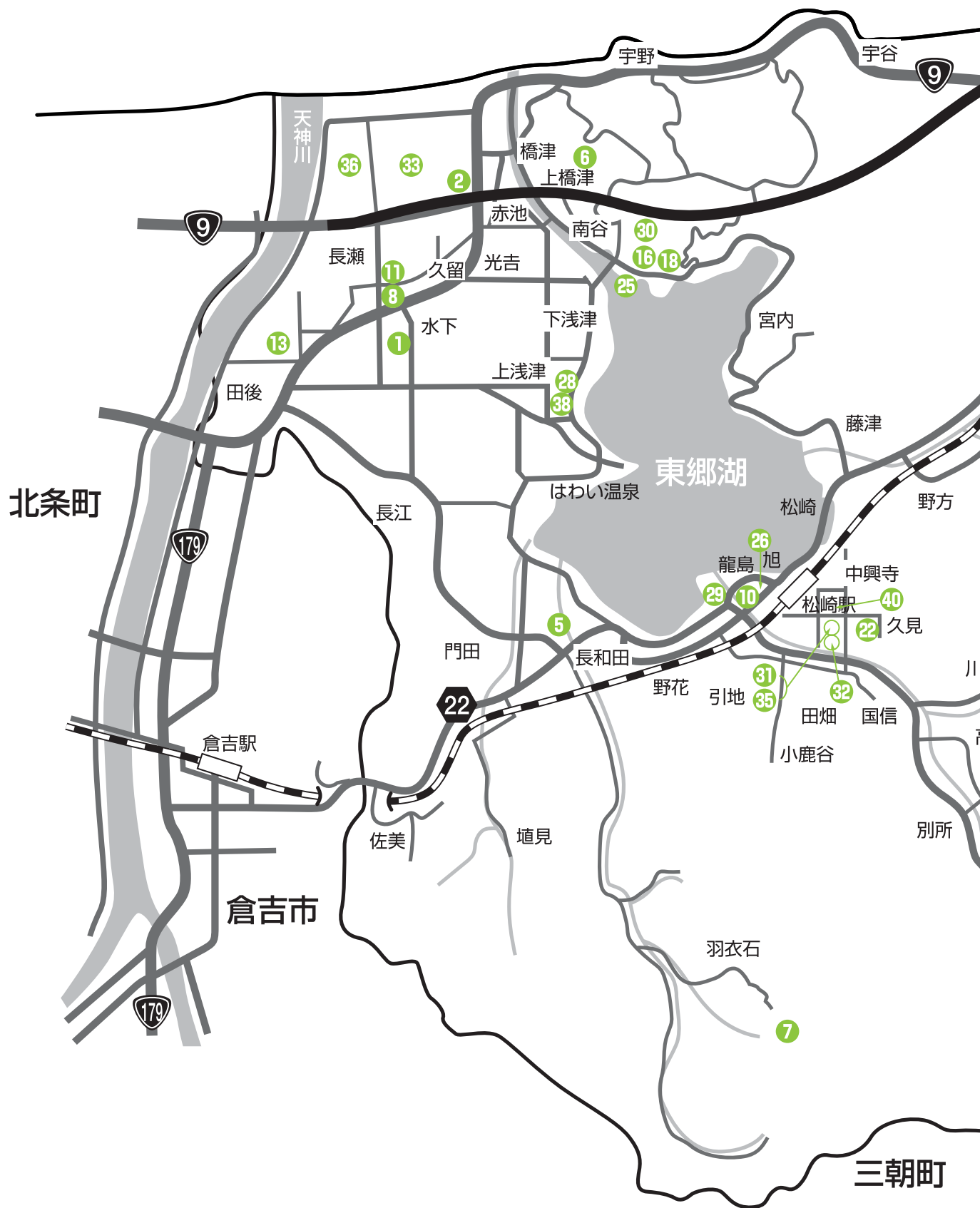
名称・位置	休館日	利用時間	問合せ先	備 考
文化会館 (久見 4 1 2 - 1)	日曜日、国民の祝日、 12月31日～1月5日	午前 8 時30分～ 午後10時	32-0963	・あらかじめ予約し、利用申込書を提出してください。 ・次の場合は利用できません。 営利目的、秩序や風俗を乱すおそれがあるとき、その他会館の管理上支障があるとき。
老人憩の家 (久見 1 8 4 - 1)	—	午前 8 時30分～ 午後10時	利用申し込みは、「文化会館」 TEL 32-0963へ	

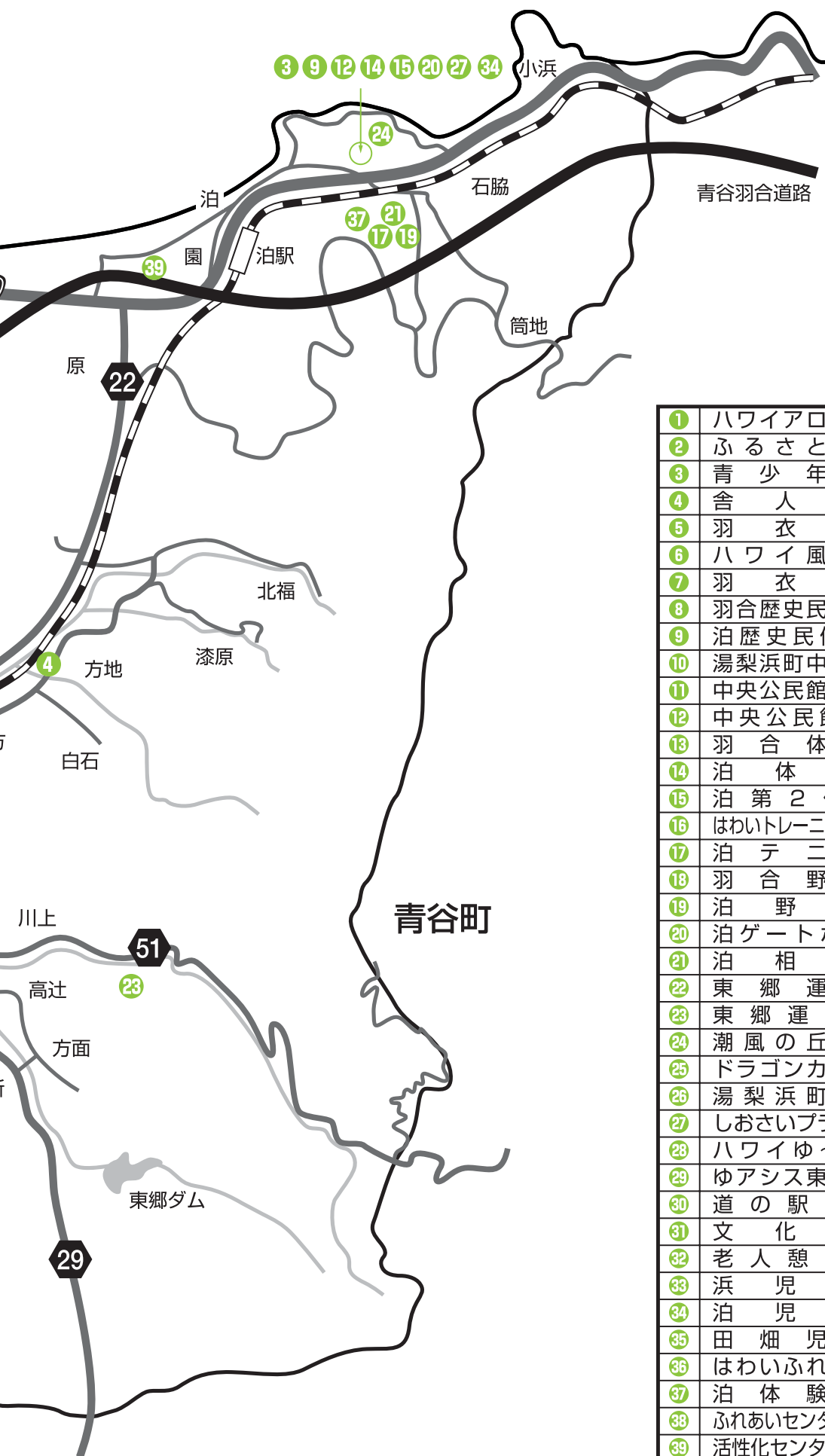
児童施設

名称・位置	休館日	利用時間	問合せ先	備 考
浜児童館 (長瀬1678-5)	第1・第3日曜日、 月曜日、国民の祝日、 12月31日～1月5日	午前 9 時15分～ 午後 6 時	35-4217	・利用についてわからないことがありましたら、児童館の職員におたずねください。 ・次の場合は利用できません。 営利目的活動、他の迷惑になるような活動、その他児童にとって好ましくない活動。
泊児童館 (泊 1 0 8 5 - 1)	日曜日、国民の祝日、 12月31日～1月5日	午後 2 時～午後 6 時	34-2620	
田畑児童館 (久見 4 1 2 - 1)	日曜日、月曜日、 国民の祝日、 12月31日～1月5日	午前 8 時30分～ 午後 5 時	32-0963	

名称・位置	設備・使用料等	利用時間	問合せ先
はわいふれあい農園 (長瀬2321-11)	【規模・設備】 31区画 (1区画81㎡) 畑地かんがい設備、農具庫有り 【使用料】 1区画 (4/1～3/31) 1,000円	年 間	農林水産課 (32-1964)
泊体験農園 (泊399-2 外)	【規模・設備】 13区画 (1区画100㎡) 水道、駐車場、トイレ、農機具庫有り 【使用料】 1区画 (4/1～3/31) 1,000円 水道使用料 実費	年 間	農林水産課 (32-1964)
ふれあいセンター あじさい (上浅津123-14)	【規模・設備】 農産物食品加工室、共同洗濯室、共同学習室、 創作室 【使用料】 使用料はお問合せ下さい。	午前8時30分～ 午後10時	農林水産課 (32-1964) (施設直通 35-4632)
活性化センター はまなす (園2286-1)	【規模・設備】 研修室、和室会議室、パソコン研修室、多目的 ホール、農産加工実習室 【使用料】 研修室 (1時間) 520円 和室会議室 (1時間) 520円 パソコン研修室 (1時間) 520円 多目的ホール (1時間) 2,100円 農産加工実習室 (味噌、麴、豆腐、トマトケ チャップ、真空包装など) の加工料金はお問 合せください。	午前8時30分～ 午後10時	農林水産課 (32-1964) (施設直通 34-3555)
ふれあい施設農産物 加工所 (中興寺376-1)	【規模・設備】 農産物加工室、休憩室 【使用料】 使用料はお問合せ下さい。	午前8時30分～ 午後10時	農林水産課 (32-1964)

施設マップ





①	ハワイアロハホール
②	ふるさと陶芸館
③	青少年の家
④	舎人会館
⑤	羽衣会館
⑥	ハワイ風土記館
⑦	羽衣石城
⑧	羽合歴史民俗資料館
⑨	泊歴史民俗資料館
⑩	湯梨浜町中央公民館
⑪	中央公民館羽合分館
⑫	中央公民館泊分館
⑬	羽合体育館
⑭	泊体育館
⑮	泊第2体育館
⑯	はわいトレーニングセンター
⑰	泊テニスコート
⑱	羽合野球場
⑲	泊野球場
⑳	泊ゲートボール場
㉑	泊相撲場
㉒	東郷運動場
㉓	東郷運動公園
㉔	潮風の丘とまり
㉕	ドラゴンカヌー艇庫
㉖	湯梨浜町図書館
㉗	しおさいプラザとまり
㉘	ハワイゆ〜たうん
㉙	ゆアシス東郷龍鳳閣
㉚	道の駅はわい
㉛	文化会館
㉜	老人憩いの家
㉝	浜児童館
㉞	泊児童館
㉟	田畑児童館
㊱	はわいふれあい農園
㊲	泊体験農園
㊳	ふれあいセンターあじさい
㊴	活性化センターはまなす
㊵	ふれあい施設農産物加工所

公共施設の名称・所在地一覧表

名 称	所在地	電話番号
庁舎		
湯梨浜町役場羽合庁舎（本庁舎）	久留 1 9 - 1	3 5 - 3 1 1 1
湯梨浜町役場東郷庁舎	龍島 5 0 0	3 2 - 1 1 1 1
湯梨浜町役場泊庁舎	泊 5 3 4 - 1	3 4 - 3 1 1 1
総合施設		
ハワイアロハホール	長瀬 5 8 4	3 5 - 5 6 7 8
保育所・幼稚園		
田後保育所	田後 7 8 1 - 2	3 5 - 2 0 7 4
浅津保育所	下浅津 2 3 5 - 1	3 5 - 2 0 3 0
橋津保育所	橋津 1 7 7 - 1	3 5 - 2 0 2 0
長瀬保育所	長瀬 5 4 4	3 5 - 5 5 0 1
あさひ保育所	泊 1 1 7 5 - 7	3 4 - 2 1 3 6
わかば保育所	宇谷 6 0 6 - 1	3 4 - 2 1 2 6
太養保育園（私立）	方地 5 1 1 - 1	3 2 - 2 1 2 7
東郷保育所	国信 1 4 2	3 2 - 0 6 3 0
花見保育所	門田 1	3 2 - 0 7 4 3
羽合幼稚園	久留 9 8 - 4	3 5 - 3 3 9 6
松崎幼稚園	中興寺 1 9 2 - 1	3 2 - 0 5 1 0
小学校・中学校		
羽合東小学校	光吉 1 0 7 - 1	3 5 - 2 1 1 2
羽合西小学校	長瀬 1 3 5 0	3 5 - 2 0 4 4
泊小学校	泊 2 8 0	3 4 - 2 6 9 2
桜小学校	松崎 6 1 9	3 2 - 0 3 0 5
東郷小学校	田畑 3 2 - 1	3 2 - 0 6 2 8
花見小学校	門田 4	3 2 - 0 7 2 6
北浜中学校	田後 7 4 5	3 5 - 2 7 3 1
東郷中学校	久見 1 1 0	3 2 - 0 4 5 6
給食センター		
羽合学校給食センター	長瀬 1 3 5 0	3 5 - 2 1 5 2
東郷学校給食センター	久見 1 0 3 - 1	3 2 - 2 3 7 6
観光施設		
ハワイゆ〜たうん	上浅津 2 0 4 - 2	3 5 - 4 9 1 9
ゆアシス東郷龍鳳閣	引地 5 6 0 - 7	3 2 - 2 6 2 2
道の駅はわい	宇野 2 3 4 3	3 5 - 3 9 3 3

名 称	所在地	電話番号
宿泊施設		
国民宿舎水明荘	旭 1 3 2	3 2 - 0 4 1 1
観光案内所		
はわい温泉観光案内所	はわい温泉 5 - 2 2	3 5 - 4 0 5 2
研修施設		
青少年の家	泊 1 0 8 5 - 1	3 4 - 2 9 8 3
公園		
とまりグラウンドゴルフのふる里公園	泊 1 3 1 3	3 4 - 3 2 1 7
東郷湖ドラゴンカヌー艇庫	南谷 5 7 2 外	3 5 - 2 9 3 5
橋津川親水広場	上橋津 4 0 - 1 外	—
天神川桜づつみ	長瀬 8 7 5 - 1 6 外	—
東郷湖畔公園	旭 1 2 9 - 1	—
東公園	松崎 5 9 2 - 4	—
加工施設等		
ふれあいセンターあじさい	上浅津 1 2 3 - 1 4	3 5 - 4 6 3 2
活性化センターはまなす	園 2 2 8 6 - 1	3 4 - 3 5 5 5
ふれあい施設農産物加工所	中興寺 3 7 6 - 1	3 2 - 1 0 8 5
福祉施設		
保健福祉センターつわぶき荘	泊 1 0 8 5 - 1	3 4 - 2 6 2 0
羽合老人福祉センター	上浅津 1 2 3 - 2	3 5 - 4 1 3 0
老人福祉センター東湖園	旭 8 3	3 2 - 0 8 2 8
ハワイ元気村	南谷 5 2 8 - 1	3 5 - 6 6 0 0
東郷デイサービスセンター	旭 8 6	3 2 - 2 5 2 0
老人憩いの家	久見 1 8 4 - 1	3 2 - 1 0 7 9
児童館		
浜児童館	長瀬 1 6 7 8 - 5	3 5 - 4 2 1 7
温泉児童館	はわい温泉 8 3 - 3	—
田畑児童館	久見 4 1 2 - 1	3 2 - 0 9 6 3
泊児童館	泊 1 0 8 5 - 1	3 4 - 2 6 2 0
隣保館等		
文化会館	久見 4 1 2 - 1	3 2 - 0 9 6 3
浜地区会館	長瀬 1 7 0 0 - 2	—
図書施設		
湯梨浜町立図書館	龍島 4 9 7	4 8 - 6 0 1 2
しおさいプラザとまり	泊 1 2 0 4 - 1	3 4 - 3 2 2 6
中央公民館羽合分館図書室	久留 1 9 - 1	3 5 - 5 3 4 4

名 称	所在地	電話番号
体育施設		
はわいトレーニングセンター	南谷 5 3 6 - 1	—
羽合体育館	長瀬 8 3 6	—
泊体育館	泊 1 2 5 8 - 1	—
泊第 2 体育館	泊 1 1 1 6	—
羽合野球場	南谷 5 3 7 - 6	—
泊野球場	泊 7 7	—
泊テニスコート	泊 7 7	—
泊ゲートボール場	泊 1 1 1 6	—
泊相撲場	泊 2 7 - 1	—
東郷運動場	久見 1 3 6 - 1	—
東郷運動公園	川上 8 8 5 外	3 2 - 2 8 4 0
公民館・集会施設		
湯梨浜町中央公民館	龍島 5 0 5	3 2 - 1 1 1 6
湯梨浜町中央公民館羽合分館	久留 1 9 - 1	3 5 - 5 3 4 4
湯梨浜町中央公民館泊分館	泊 1 2 0 4 - 1	3 4 - 3 0 1 1
長瀬地区公民館	長瀬 1 1 3 5	3 5 - 2 9 1 0
田後地区公民館	田後 5 7 6	3 5 - 3 9 4 9
上浅津地区公民館（上浅津農事集会所）	上浅津 1 5 4	—
浅津地区公民館（下浅津研修センター）	下浅津 2 3 5	3 5 - 2 1 4 3
橋津地区公民館	橋津 1 7 7	3 5 - 4 6 3 3
宇野地区公民館	宇野 1 7 5 2	3 5 - 3 9 2 2
漁村センター	泊 1 5 7 1 - 6	3 4 - 2 0 5 0
羽衣会館	長和田 5 0 6	3 2 - 0 2 2 4
舎人会館	方地 1 2 0 8	—
羽衣石交流センター	羽衣石 6 3 7 - 1	—
文化施設		
ハワイ風土記館	上橋津 7 1 0 - 2	3 5 - 2 2 4 2
羽衣石城	羽衣石 9 5 8 - 2	—
ふるさと陶芸館	長瀬 1 9 5 0 - 4 8	3 5 - 5 0 0 5
羽合歴史民俗資料館	久留 1 9 - 1	—
泊歴史民俗資料館	泊 1 2 0 4 - 1	—
駐車場		
泊駅前自転車駐車場	園 5 9 6 - 1	—
松崎駅前自動車駐車場	中興寺 3 8 8 - 1 0	—
松崎駅前自転車駐車場	中興寺 4 2 7 - 6	—

その他の公共機関等

警察・消防・病院

名 称	所在地	電話番号
倉吉警察署	倉吉市清谷町1-10	26-7110
長瀬駐在所	久留50-7	35-2135
浅津駐在所	はわい温泉31-1	35-4435
橋津駐在所	橋津726-15	35-2038
泊駐在所	泊755	34-2029
松崎駐在所	龍島552	32-0206
長和田駐在所	長和田557-12	32-0949
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	倉吉市八屋307-4	26-2121
羽合消防署	長瀬583-4	35-2713
細川内科胃腸科医院	長瀬611-1	35-5150
上原整形外科医院	長瀬680-13	35-3811
音田医院	田後595-11	35-2058
斉藤医院	下浅津235	35-2005
こどもクリニックおんだ	田後340-5	47-5181
谷口歯科医院	久留181	35-2071
くらしげ歯科クリニック	田後221-6	35-5160
吉田医院	泊750	34-2020
さくら歯科診療所	泊1254-1	34-6221
なんば医院	中興寺358-1	32-0740
あだち歯科医院	中興寺358-1	32-2181
土井医院	龍島508-1	32-0717
音田歯科	旭77-2	32-0304
ハワイ動物病院	長瀬686-11	35-3618

郵便局

名 称	所在地	電話番号
はわい郵便局	橋津726-7	35-2229
はわい長瀬郵便局	久留27-2	35-2344
上浅津簡易郵便局	上浅津566-1	35-2536
泊郵便局	泊513-10	34-3000
松崎郵便局	龍島498-3	32-0202

交通機関

名 称	所在地	電話番号
J R 泊駅	園 5 9 6 - 1	—
J R 松崎駅	中興寺 3 8 8 - 2	3 2 - 0 2 5 5

各種団体

名 称	所在地	電話番号
(株)ケーブルビジョン東ほうき	田後 4 5 8 - 1	3 5 - 4 9 8 8
はわい温泉旅館組合	はわい温泉 5 - 2 2	3 5 - 4 0 5 2
東郷温泉旅館組合	旭 6 6	3 2 - 0 5 5 3
東郷温泉・はわい温泉観光案内所	中興寺 4 1 2	3 2 - 0 4 8 9
羽合土地改良区	久留 1 9 - 1	3 5 - 2 1 0 3
東郷土地改良区	龍島 5 0 0	3 2 - 1 8 6 7
仙津土地改良区	龍島 5 0 0	3 2 - 1 8 6 7
湯梨浜町社会福祉協議会（兼泊支部）	泊 1 0 8 5 - 1	3 4 - 2 6 1 6
湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	長瀬 5 8 4	3 5 - 2 3 5 1
湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	旭 8 3	3 2 - 0 8 2 8
東郷湖漁業協同組合	上浅津 1 2 3 - 2 0	3 5 - 2 0 2 5
鳥取県漁業協同組合泊支所	泊 1 5 8 4	3 4 - 2 0 1 2
JA鳥取中央羽合支所	久留 2 6 - 1	3 5 - 3 5 3 1
JA鳥取中央ハワイ夢マート	久留 2 6 - 1	3 5 - 3 5 3 5
JA鳥取中央泊支所	園 2 2 0 2 - 1	3 4 - 2 5 1 1
JA鳥取中央東部営農センター	長和田 1 3 2 1 - 1	4 8 - 6 5 1 3
JA鳥取中央東郷支所	中興寺 3 7 8	3 2 - 2 1 1 1
羽合町商工会	長瀬 1 1 3 5	3 5 - 3 6 2 9
泊村商工会	泊 7 2 3	3 4 - 2 1 6 2
東郷町商工会	龍島 5 0 1 - 1	3 2 - 0 8 5 4
湯梨浜町シルバー人材センター	上浅津 1 2 3 - 2	3 5 - 4 1 3 0

鳥取県の施設

名 称	所在地	電話番号
東郷湖羽合臨海公園	藤津 6 5 0	3 2 - 2 1 8 9
ハワイ夢広場	南谷 5 6 7	3 5 - 4 6 2 2
あやめ池スポーツセンター	藤津 6 5 0	3 2 - 2 2 3 1
中国庭園燕趙園	引地 5 6 5 - 1	3 2 - 2 1 8 0
羽合ひかり園	光吉 9 - 2	3 5 - 2 4 3 5
母来寮	上浅津 7 0	3 5 - 2 0 1 9
天神川流域下水道公社	長瀬 1 5 1 7	3 5 - 4 4 2 3
鳥取県栽培漁業センター	石脇 1 1 6 6	3 4 - 3 3 2 1
鳥取県衛生環境研究所	南谷 5 2 6 - 1	3 5 - 5 4 1 1

介護老人保健施設

名 称	所在地	電話番号
ハワイ信生苑	はわい温泉 5 8 - 5	3 5 - 5 2 1 1
ル・サンテリオン東郷	野花 4 4 3 - 1	3 2 - 2 5 7 0

各種イベント

各種イベント

【窓口】

- 本庁舎 総務課 (35-3111)
- 東郷庁舎 商工観光課 (32-1967)
- 東郷庁舎 教育委員会 (32-1987)
- 中央公民館 (32-1116)

各種イベント

毎年行われてきた各町村主催のイベントは、新町においても、原則、引き続きおこなう予定です。

なお、主なイベント（集客イベント）は次のとおりです。

開催期日		イベント
1月	第1日曜日（正月三が日を除く）	消防出初式
	1月下旬	町民芸能大会
2月		
3月		
4月	17日	湯の華慈母観音まつり
5月		
6月	6月第2土日曜日	グラウンドゴルフ発祥地大会
7月	19日～21日	水郷祭
	24日	はわい温泉まつり
	25日	ハワイまつり
	7月下旬	泊夏祭り
	7月～8月の休日2日間	ハワイアンフェスティバルハワイinゆりはま
8月	8月上旬	東郷湖ドラゴンカヌー大会
	8月下旬	二十世紀梨初出荷式
9月	9月第1土・日曜日	全国ベテラン卓球東郷大会
10月		
11月	11月上旬	町民作品展
12月		

